

衆議院法務委員会議録 第二十五号

(四二二)

平成十五年六月十三日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 佐藤 剛男君 理事 園田 博之君 理事 河村たかし君

理事

理事 佐藤 勉君 理事 太田 誠一君

理事 佐藤 勉君 理事 原田 義昭君

理事 佐藤 勉君 理事 原田 義昭君

理事 佐藤 勉君 理事 漆原 良夫君

房村 精一君

山崎 恒君

中野 清君

森山 真弓君

増田 敏男君

園尾 隆司君

山内 功君

樋高 剛君

木島日出夫君

浜田 德田

吉野 延人君

奥田 水島

山田

上田

渡辺

林

吉川

星野

中野

平沢

水島

吉野

正芳君

奥田

山内

樋高

同日

辞任

補欠選任

奥田 渡辺

同(佐藤剛男君紹介)(第四〇〇四号)

（同）

○山本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案を議題いたします。

この際、本案に対し、佐藤剛男君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。山花郁夫君。

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○山花委員長 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明いたします。

原案では、現行の短期賃貸借制度を廃止する一方、抵当権者に対抗することができない建物賃借人に対して三ヶ月間明渡しを猶予する制度を創設しておりますところ、競売による建物の売却により少なくするため、明け渡し猶予の期間を六ヶ月に改めるとともに、これに伴う所要の修正を行うものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山本委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 この際、お諮りいたします。

本案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として法務省民事局長房村精一君、刑事局長樋渡利秋君、外務省総合外交政策局国際社会協力部長石川薰君、財務省大臣官房審議官石井道遠君、厚生労働省大臣官房審議官阿曾沼慎司君、大臣官房審議官青木豊君、雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君及び国土交通省住宅局長松野仁君の出席を

求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○山本委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局園尾民事局長及び山崎家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○山本委員長 次に、お諮りいたします。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○山本委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

○山本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村哲治君。

は競売価格が下がってしまう、こういうおそれもありますので、その調和を考えて三ヶ月としたわ

けでございます。

○中村(哲)委員 御答弁を伺いますと、調和を図るということで三ヶ月にしたということですが、三ヶ月という期間の実質的な理由は論理的には導き出されていないことであるということになります。

受けとめさせていただくことはできるんではないかと思います。そこで、修正案が議論になるんだ

というふうに理解をさせていただくところでござります。

提出者にお聞きいたします。修正案では、明け渡し猶予期間を三ヶ月から六ヶ月に修正しております。その理由はなぜでしょうか。

○山花委員 今、政府の原案の趣旨について、引つ越しのための期間も必要だということのよう

であります。過日、参考人の質疑の中でも、お

年寄りであるとかあるいはシングルペアレン特の

ようなケースでは次の家を見つけるのが大変だと

いう話もございました。また、定期借地借家のよ

うなケースでは六ヶ月前に通知ということになっ

ておりますので、それともそろえるということも

ござります。また、明け渡し猶予の期間中は建物

を買い受けた人はその建物をみずから使用するこ

とができないということになりますけれども、六

ヶ月という程度であれば、競売物件を買い受けよ

うとする側の意欲減退により円滑な売却が阻害さ

れるというような問題も生ずることはないであろ

うといふに考えて、明け渡し猶予の期間

を買いたい受け人の買いたい受けのときから六月とするも

のでござります。

○中村(哲)委員 次に、お聞きいたします。

修正案で民法三百九十五条二項を新設することとなつておりますけれども、それはなぜでしょうか。

○山花委員 明け渡し猶予期間中の建物使用者と

いうのは、建物について賃借権その他占有権原を

有するということになるわけではありません。そ

の猶予期間の満了まで明け渡しをしないことが許

されるというところにとどまるわけであります。そして占有者は、明け渡し猶予によって無償で建物を使用することができます。建物所有者であると、そういうわけでもなくて、建物所有者である買い受け人に対して、建物の使用の対価として賃料に相当する額の不利益の返還義務ということを負うことになります。

建物使用者が明け渡し猶予期間中の使用の対価を買い受け人から請求されても支払わないような場合に、六ヶ月の期間が満了するまで建物の使用を許すということになりますと、建物所有者の権利を不当に害するということになるのであります。

そこで、修正案の方では、民法三百九十五条に第一項を加えまして、買い受け人が建物使用者に對して相当の期間を定め、一ヶ月分以上の使用の対価の支払いを催告したにもかかわらずその期間内に建物使用者がその支払いをしない、こういつた場合には、その期間の経過後は、建物買い受け

人は、建物使用者に對して建物の引き渡しを求めることができるとしたものであります。

○中村(哲)委員 簡単に確認させていただきますと、三ヶ月から六ヶ月に延ばした、それに対する弊害といいますか、それを軽減するために二項を新設したというふうに理解してよろしいでしょ

うか。

○山花委員 この二項については、三ヶ月を六ヶ月に延ばしたからといって、繰り返しになってしまいますが、それでも、占有権原があつて、新たな賃貸借契約が買い受け人ととの間に承継されるわけではありませんから、そうすると、ただ占有している賃料相当分も払わないようなケースが出てくる

と、これはやはり調整が必要なんであろうということでお聞きをいたといいます。

○中村(哲)委員 次に、民事執行法八十三条二項を修正して、買い受けのとき民法三百九十五条一項に規定する建物使用者が占有していた建物の

買い受け人については引き渡し命令の申し立てを

することができる期間を九ヶ月に伸長するの

はござります。

○山花委員 民事執行法の八十三条第二項は、競売不動産の買い受け人は、代金を納付した日から六ヶ月の間、引き渡し命令の申し立てをすることができるとしております。

修正案では民法三百九十五条第一項の建物明け渡し猶予期間を六ヶ月に延ばしておりますから、あわせて引き渡し命令の申し立てをすることができます。

渡し猶予期間を六ヶ月に延ばしておりますから、その執行に至るまでは一定の期間がかかる期間ともいふべきであります。この間に明け渡し命令が発令されますから、その執行に至るまでは一定の期間がかかる期間を要するということになります。

三百九十五条第一項の明け渡し猶予の規定が適用される場合には、買い受け人は、明け渡し猶予期間が満了した後も建物明け渡しをしない占有者に對して、引き渡し命令の手続によつて簡易に明け渡しの実現ということを求めることができなくなつてしまいまして、建物明け渡し請求訴訟を提起しなければならないということになつてしまひます。

そこで、修正案の方では、建物明け渡し猶予期間を原案より三ヶ月長く六ヶ月に修正するとともに、買い受けのとき、民法三百九十五条第一項に規定する建物使用者が占有している建物の買い受け人が引き渡し命令の申し立てができる期間も三ヶ月延ばしまして、代金納付の日から九ヶ月としたものでございます。

○中村(哲)委員 先ほどの確認になるかもしませんけれども、修正案による、建物の使用の対価を一ヶ月以上支払わないと建物の明け渡しをしなければならないことになります。それは、原案よりも賃借人保護が後退するのではないかという考え方もあるかとは思うんですけども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○山花委員 確かに、条文をぱつと見ますと、そのような印象を持たれてしまうのかなという気もいたします。

ただ、この買い受け人が建物使用者に対して明け渡しを求めるためには、一ヶ月以上の不払いがあつた後に、相当の期間を定めて催告するということが必要となつております。その催告期間が経過した後、建物使用者に対する引き渡し命令の申し立てをすることになります。そして、引き渡し

命令の審理では、審尋において、使用の対価の支払いの有無であるとか、買い受け人が建物使用者に對して建物使用の対価として請求した額が相当であるか否かということが争点となると考えられます。

原案におきましても、建物使用者が明け渡し猶予期間中の建物使用の対価につき不当利得として支払う必要があることは当然の前提とされていたわけです。ただ、その猶予期間が三ヶ月といふともと原案の方は短い期間ですので、不払いがあつたとしても、今申しました明け渡しの手続をとつていううちにその猶予期間が経過してしまうことがあります。

そこで、特段の規定が設けられていなかつたのではないのかと推察されます。

したがつて、今の説明からもおわかりいただけますかと思ひますけれども、修正案の方は原案よりも賃借人にとつて不利な内容となるというような変更ではないということは御理解いただきたいと思います。

○中村(哲)委員 ありがとうございます。

それでは次に、抵当権消滅請求について引き続

き質問をさせていただきます。

民法三百七十八条の濫用を抵当権消滅請求といふ形態に見直す理由や請求者を所有権者に限つた理由については、前回、六日の質疑で伺いました。そこで何つしたことなんではありますけれども、確認をさせていただきたいと思います。

○中村(哲)委員 ありがとうございます。

それでは、抵当権消滅請求について引き続

き質問をさせていただきます。

民法三百七十八条の濫用を抵当権消滅請求といふ形態に見直す理由や請求者を所有権者に限つた理由については、前回、六日の質疑で伺いました。そこで何つしたことなんではありますけれども、確認をさせていただきたいと思います。

○中村(哲)委員 ありがとうございます。

それでは、抵当権消滅請求について引き続

き質問をさせていただきます。

○房村政府参考人 滥用の事例としてどういうものが実際にあるん

でありますか。前回伺つたことの確認とはなるんですけども、確認をさせていただきたいと思います。

基本的には、濫用事例の詳細を把握しているわけではありません。

ただ、金融関係者とか抵当権を行使することの多い方々から話を聞きますと、現在の濫用制度は、濫用の申し立てを受けますと、増価競売の申立てをして保証金を納めなければならぬ、競落人が出ない場合にはみずからその競落をしなければならない、こういう負担が非常に重い。

こういうことから、第三取得者の方が市場価格よりも相当程度低い額で濫用の申し立てをしてくる。その場合に、その額が余りに低い場合には増価競売の申し立てをするしかないわけですが、多負担が重いということですと、低いとは思いつつも、少低いということですと、低いとは思いつつも、負担が重いということから濫用の申し出を受けざるを得ない。そういうことで、相当低い額で妥協せざるを得ないという弊害が生じているというぐあいには聞いております。

○中村(哲)委員 第三取得者は自分の希望した額を入札すればいいという話になりますので、確かにその点は、抵当権者に不当なほど有利な制度にはなつていいのではないかという主張も一理あります。このではないかということで、受けとめさせていただきたいと思います。

これによりまして、第三取得者としては、基本的に残すということにいたしまして、ただ、従来の制度が余りにも抵当権者にとって負担が重い、その抵当権者の負担の重い部分を見直すことによって合理的な制度にしようということにしたのが今回の提案でございます。

従来の制度が余りにも抵当権者にとって負担が重い、その抵当権者の負担の重い部分を見直すことによって合理的な制度にしようということにしたのが今回の提案でございます。

○中村(哲)委員 第三取得者は自分の希望した額を入札すればいいという話になりますので、確かにその点は、抵当権者に不当なほど有利な制度にはなつていいのではないかという主張も一理あります。このではないかということで、受けとめさせていただきたいと思います。

○房村政府参考人 現行法の三百八十九条で一括競売を認めておりますが、これは、土地に抵当権が設定された後に、その土地上に建物が建造され、それでその土地しか抵当権の効力として競売できることになりますと、土地を競落し

た人間は建物の所有権は取得しておりませんので、その建物が占有権原がないものであるとして得者にはどのような配慮がされているんでしょうか。不利益を制度の見直しによつてこうむることはないのでしょうか。

○房村政府参考人 実は、今申し上げたような濫用が濫用されているということから、今回の検討に際しましては、濫用制度をそもそも廃止すべきである、こういう意見も相当強く主張されたわけ

でございます。

ただ、抵当権つきの物件を取得した人間に、そ

の抵当権の負担を消滅する道を開く、ひいてはそれが物件の流通を促進する、こういう観点も重要な

利用することも可能ですし、自分の費用で取り壊す場合であつても訴訟等の負担はこうむらない、

そういうことになります。

○房村政府参考人 滅除権の行使は、第三取得者が抵当権者に対する行う意思表示ということもありまして、そういう私人間の行為でありますので、現行法で

は、抵当権設定の後その設定者が抵当地に建物を建築した場合に限つております。ただ、抵当権設定者以外が建物を建てた場合であつても、その建物についての占有権原を持つていてない、不法占有である、こういうような場合には、競落さればその土地の所有者からいすれ取り壊しの請求を受ける、そういうことでござりますので、こういう場合も一括競売をできるようすれば、競落をする人にとっても便利ですし、ある意味では、建物の所有者にとっても、みずから取り壊しをしないで、逆にその競売代金の配当を受けることも可能になる、こういうことから、今回範囲を広げまして、一括競売ができる場合を広げた、こういうことでござります。

○中村(哲)委員 そうすると、建物所有者に対する配当はどうのようになりますか。金額的にはどのような金額になるというふうに考えられるのか。手続的な規定もありましたら、そのこともあわせてお教えいただきたいと思います。

○房村政府参考人 これは、一括競売をいたしましても、抵当権者が優先弁済を受けられるのは土地の代金部分に限りますので、建物の代金部分は建物所有者の方に参ります。

その代金をどういうぐあいにして案分するかと
いうことでございますが、これは、裁判所が土地の評価額と建物の評価額をそれぞれ出しまして、
その比例に従いまして競落代金を案分する。

その場合の評価の仕方といたしましては、建物については、もともと土地の使用権がついておりませんので、建物としての額、ですから、例えば、現在その建物を建てるとすれば幾らかかる、
その使用年数に応じて償却したような額というよう
な算定方法が一つ考えられると思いますが、そ
のような適切な方法によりまして、建物そのもの
の額として評価をいたします。土地については、
そういう負担のない更地の評価を基本としてそれ
ぞれの評価額を出して、それで案文をして、建物
部分のものを建物所有者に配当する、こういう形
になります。

○中村(哲)委員 確認なんですけれども、土地については、市場価格を中心として、近隣のところとの比較をしながら裁判所が額を積算する。そして、建物に関しては、この建物を建てたときの建築費を幾らかと算定して、そして経年劣化しますから、その分を考慮する、それが建物の現在価格になる。そして、先ほど算出した土地の価格そして建物の価格、この比率が出る、何対何といふその比率が出る。そして、競落した額をこの先ほど算出した比率で分配して配当に回す。こういうことによろしいですね。

○房村政府参考人 土地建物の評価の仕方は、また専門的にいろいろあるうかと思いますが、基本的にはおっしゃるとおりでございます。

○中村(哲)委員 それでは、次に疑問になるのが、建物が登記されていない場合、この場合でも一括競売をすることができるんでしょうか。

○房村政府参考人 これは建物が登記されておりませんでも、一括競売は可能になります。

参考までにその場合の手続を申し上げますと、申し立て債権者の方で、執行裁判所に建物の図面それから各階の平面図、これを提出していただきます。裁判所書記官が差し押さえの登記を嘱託するときに、これらの書面を登記所にあわせて送ります。そうしますと、登記官がその未登記の建物について、そういう資料に基づいて表示の登記をした上で差し押さえの登記をする、そして競売をする、こういう形になります。(中村(哲)委員 「図面がないときは」と呼ぶ)それは出していただかない、登記ができないのですから。よろしいでしようか。

建物を評価するということで、当然、現況調査等も行いますので、それは図面は作成可能ではなあいかとは思つております。

○中村(哲)委員 図面は税務署から取り寄せたりすることができるという話を聞いておるんですけども、その点は、確認なんですかれども、いかがでしようか。

○中村(哲)委員　この点はきのう質問通告でも確認していたので、ぜひ答弁を用意していただきたかったんですけれども、できないということですから、次の質問に移ります。

根抵当権について伺います。

民法三百九十八条ノ十九で根抵当権について規定を追加しておりますけれども、この趣旨はどのような趣旨でしょうか。

○房村政府参考人　根抵当権はその対象となる被担保債権が浮動するわけですが、これを実行するためにはその被担保債権を確定する必要があります。

確定事由がこの三百九十八条ノ二十に種々規定されておりますが、その第一号には、「担保スベキ債権ノ範囲ノ変更、取引ノ終了其他ノ事由ニ因リ担保スベキ元本ノ生ゼザルコトヲ為リタルトキ」と、これが確定事由として挙げられております。

一見しますと、極めて当たり前の、もうこれ以上債権が生じないんだから確定するということのようなんですが、取引が終了したかどうかといふのはなかなかわかりにくい。そういうことで、從来から、この元本確定事由については外形的、客観的に明確に判断できない、こういう非難がございました。そういうことから、無用の紛争を避け明確にするために、根抵当権者による通知によつて、意思表示によつて元本を確定するということを認める、これであれば非常に明確でござりますので、そういうことによつて確定事由としたいと。

また、この確定事由は、基本的に根抵当権者の方で、もうこれ以後の債権は担保してもらわなくとも結構です、こういう意思表示ですから、基本的には設定者に不利益を与えるものではない。そういうことから一方的な意思表示で確定をさせて

新しく確定事由として、また、そういう事由で通知の事実がはつきりすれば登記もその事実に基づいてできるということから、双方申請ではなくて単独申請で可能にする、こういう改正をするものでございます。

○中村(哲)委員 それでは、なぜ今までこの規定が設けられていなかつたのでしょうか。

○房村政府参考人 基本的には、根抵当権者にとつては、今後生ずる債権が抵当権で担保されるというのを利益な状態である、それを確定させる必要が多いのは設定者の方であろう、こういうようなことから、設定者の側からの意思表示による確定は従来から定められていたわけですが、根抵当権者についてはそういうものが用意されていなかつたわけであります。

ただ、最近のように、根抵当権で担保されたりました債権を抵当権つきで債権譲渡をしたい、こういうような場合には、確定をしないと債権譲渡ができません。この場合には、根抵当権者にとつてもそうする必要性がありますので、それで、そうしたからといって、先ほど申し上げたように設定者に特に不利益を与えるものではない、こういうことから、抵当権者側からの意思表示による確定請求を今回認めるということとしたものでございます。

○中村(哲)委員 以上で、前回詰み残した質問はすべて聞かせていただきました。では次の質問に移ります。

前回六月六日の質疑において、不動産登記法十七条の、いわゆる十七条地図についての質問をしました。質疑の後、前回お聞きした予算面の問題だけではなく、境界を確定する手続の不備が実は十七条地図の整備が進まない原因のもう一つの大きな理由になつてているのではないかと思うようになりました。

そこで、民事局長伺います。

現在、土地の境界を確定する手続としてはどのようなものがあるのでしようか。

○房村政府参考人 現行法上、土地の境界が争われているという場合には、境界確定訴訟という訴訟類型が解釈上認められております。その場合には、その隣接する者が隣の人を相手取りまして、境界の確定を裁判所に求める。裁判所で審理、判断をして、その境界を確定する、こういう訴訟がございます。

○中村(哲)委員 つまり、境界確定訴訟しかないということなんですね。そして、その境界確定訴訟で土地の境界が確定した場合、十七条地図の整備につながるんでしょうか。

○房村政府参考人 法律的な制度としては、御指摘のように境界確定訴訟しかありません。

これが確定した場合ですが、これは、その結果を当事者の方で登記所に申し出て、地図の訂正等を求めていただければ、登記所の方でもその判決を参考にいたしまして地図の訂正等が可能であります。が、私人間の訴訟でございますので、特に届け出の義務とかそういうものはありませんから、連絡がなければ全くわからない、こういうことになつてしまします。

○中村(哲)委員 非常に問題が多いのかなという気がいたします。つまり、法曹関係者と申し出の当事者、土地の境界を争っている当事者だけで裁判をするわけですから、その専門的な測量とかいうところは必ずしも必要になつているわけではない、また登記所に知らせる義務もないということで、十七条地図の整備には必ずしもつながらない。しかし、境界の確定する手続としてはこの境界確定訴訟という形しかない。非常に問題が多いというふうに認識せざるを得ないと思つんですねが、これまで民事局としてはどのような取り組みをしてきたのでしょうか。

○房村政府参考人 実は、御指摘のように、境界をどう確定するかということについては、法律的な整備が非常におくれているというぐあいに私も思つております。この境界確定訴訟も、現行法上、特に法律上の根拠が定められているわけでなくして、かつて裁判所構成法におきまして、

「不動産ノ経界ノミニ関スル訴訟」を区裁判所の管轄に属する、こういうよう規定もあつたことは、その隣接する者が隣の人を相手取りまして、境界を確定する者が隣の人を相手取りまして、裁判所で審理、判断をして、その境界を確定する、こういう訴訟がございます。

○中村(哲)委員 つまり、境界確定訴訟しかない

ということなんですね。そして、その境界確定

訴訟で土地の境界が確定した場合、十七条地図の整備につながるんでしょうか。

○房村政府参考人 法律的な制度としては、御指摘のように境界確定訴訟しかありません。何番地の土地の境界がどうかというのを当事者の方で登記所に申し出て、地図の訂正等を求めていただければ、登記所の方でもその判決を参考にいたしまして地図の訂正等が可能であります。が、私人間の訴訟でございますので、特に届け出の義務とかそういうものはありませんから、連絡がなければ全くわからない、こういうことになつてしまします。

○中村(哲)委員 非常に問題が多いのかなという気がいたします。つまり、法曹関係者と申し出の当事者、土地の境界を争っている当事者だけで裁判をするわけですから、その専門的な測量とかいうところは必ずしも必要になつているわけではない、また登記所に知らせる義務もないというこ

とで、十七条地図の整備には必ずしもつながらない。しかし、境界の確定する手続としてはこの境

界確定訴訟という形しかない。非常に問題が多い

といふうに認識せざるを得ないと思つんですねが、これまで民事局としてはどのような取り組みをしてきたのでしょうか。

○房村政府参考人 実は、御指摘のように、境界

をどう確定するかということについては、法律的な整備が非常におくれているというぐあいに私も思つております。この境界確定訴訟も、現行法上、特に法律上の根拠が定められているわけでなくして、かつて裁判所構成法におきまして、

は、その所有者だけではなくてやはり公の事柄

でもありますので、公法上の効果を持つていると

いうふうに普通考えられております。ところ

が、これを私人が自由に決める事のできる訴訟

で争わせるということが本当に境界の定め方とし

て適切であるかどうか、こういう問題がそもそも

ござります。

また、境界確定訴訟については、今言つたよう

に、解釈で認められてきてるものですから、手

続等についても必ずしも明確に決まつていてるわけ

ではございません。それと、やはりどうしても訴

訟ということになりますので、判決の確定までに

相当の時間がかかる。また、訴

訟として隣同士で裁判所で争うという形になりま

すので、隣人関係に悪影響が出るというようなこ

とも懸念されております。また、その判決の効果

も一体どこまで及ぶのか、こういう問題もござい

ます。

そのようなことから、境界を確定する、あるいは

はその紛争を解決する制度といふのを国として

整備すべきではないかということは、私ども登記

所に携わる者として考えております。そういうこと

から、平成十一年に専門家、有識者から成る研究

会に研究をしていただき、裁判外紛争解決制度

に関する調査研究報告書というものを取りまとめ

て、境界紛争の解決のあり方について研究をして

きたところであります。現在においても引き続

き研究等を進めております。

○中村(哲)委員 平成十一年ということは四年前

です。四年前からまだ何も進んでいないとい

うことも問題だとは思つんでけれども、ます確

認をさせていただきたいと思います。

「不動産ノ経界ノミニ関スル訴訟」を区裁判所の

管轄に属する、こういうよう規定もあつたこと

から、解釈によりましてそういう訴訟類型が認め

られているということです。

○房村政府参考人 平成十一年の研究会報告書で

は、境界の確定を法務局長等の行政処分で行う、

いわば公法上の境界でございますので、行政処分

の形でそれを確定する、そして、その土地の所有

者等がその処分に不服があれば、行政訴訟でその

取り消しを求める、こういうことを基本としてお

ります。

法務局長が境界についての処分をする場合に

は、弁護士、土地家屋調査士、登記官等の境界に

関する専門家から構成される合議機関を設けまし

て、そこで調査審議をしていただいて、その結論

を諮詢していただく、それに基づいて処分を行

う。こういたしますと、公法上の境界を国が判断

するという形で理論的にも整合いたしますし、ま

た、境界に関する専門家が登記関係の方々に大勢

いらっしゃいますので、そういう方の専門知識を

活用して、より適切な判断が可能になるのではないか、こういうことから、基本的な仕組みとして

は今申し上げたようなものを考えております。

○中村(哲)委員 それでは、なぜそれを立法化、

すぐにはしようとしていないんでしょうか。もう

四年たっております。恐らく、今の御答弁から考

えると、もう立法化したいんですけど、なか

なか手が回らなくてできない、そういうお話をな

かなと思うんですが、いつごろを目途に考えてい

らっしゃるんでしょうか。

○房村政府参考人 十一年に報告が出ているのに

なかなか立派化していないという点では、確かに

私ども、御指摘を受けますと恥ずかしいんです

が、一つには、現在、司法制度改革推進本部で裁

判外紛争解決制度について全般的に検討して、そ

の基本的な枠組み、いわば基本法というようなも

のをつくるという動きがござります。この境界紛

争も当然そういう裁判外での紛争解決制度でござ

りますので、本部で検討しております裁判外紛争

解決制度の基本的な枠組みに合致したものにした

い、そういうことから、推進本部での検討を待つ

てそれに合致するような形で立法したい、こう考

えて少しおくれているということが一つございま

す。

それから、制度自体としても今までにない全く

新しいものでございますので、例えば不服申し立

てをする行政訴訟の仕組みをどうぐあいにす

るのか。実は、この行政訴訟そのものについても

推進本部でもまた見直しが進行しております

で、やはりそういうものを踏まえて、せつかくつ

くる制度ですから、つくつてすぐにまた修正とい

うことでは困ると思いますので、そういうことか

らややおくれておりますが、私どもの今の予定と

いたしましては、不動産登記に関しましては、来

年の通常国会にオンライン申請を可能にするため

の不動産登記法の全面改正をお願いしようと

いたしましては、不動産登記に関しては困ると思

うことでは困ると思いつます。その

次の課題がこの紛争解決制度ではないか。

ですから、推進本部でADRの基本法の仕組み

あるいは行政訴訟の仕組みが確定いたしますと、

それを受けてできるだけ早期に立法したい、こう

考えております。

○中村(哲)委員 司法制度改革の一連の大きな流

れの中での境界確定手続の立法を進めていくと

いうことで理解をさせていただきたいと思いま

す。

そして、この境界確定手続法が将来でできた場合

には、ほかの分野、ほかの省庁も含めてどのよう

な影響を与えることができるかと法務省としては考

えているのでしようか。

○房村政府参考人 これは、今まで訴訟を起こさ

なければならなかつたような境界をめぐる紛争が

ここで適切に解決される、裁判外紛争機関という

形質上、簡易迅速に、しかも専門的な判断に基づ

いて適切に解決することが可能になるだろうと

思つております。

それともう一つは、先ほどから御指摘を受けて

おります十七条地図の整備、この地図の整備をす

る場合に、必然的に境界をめぐる争事が惹起した。あるいはそれを解決しないと地図がつくれないということがあります。こういう仕組みがでりますと、それと有機的に連動しながら十七条地図の整備を図っていくことが可能になるのではないか、そういう意味でも重要な事柄である、こう思っております。

○中村(哲)委員 つまり、予算がついていたとしても、それを使うためには非常に大きな手間がかっていた、だから、このような境界確定の手続が新たにADRとしてできれば、それが利用されることと相まって予算もきちんと使っていただけます。そういうことだと理解できるんですね。そういうことです。

○房村政府参考人 御指摘のように、地図は境界を画面に落とすのですから、境界そのものが決まらないと地図がつくれない。この手続によりまして、従来に比べて迅速、適正に境界が確定できれば、地図の整備作業も進捗する、こういう関係にございます。

○中村(哲)委員 あと房村民事局長に確認なんですがれども、先ほどおっしゃったように、境界確定というのは公法上の確定である、しかし、一方で土地の所有権というのは民法上の物権の争いでですね。恐らく、望まれるべき、将来できると言わざる手続じゃないとなかなか意味がないのかな。例えば取得時効があつた、そうすると所有権が移っているわけですから、そこも含めて境界を確定して公法上の境界もつくる、同時にそのようなことがなされるようなADRにならないと意味がないのではないかと素人ながらに思っていますが、その点については、今どのようにお考えでしょうか。

○房村政府参考人 実は、それはなかなか難しい問題がございます。

御指摘のように、利用する立場からすると、所有権といい境界といい、やはり、自分の土地の範囲がどこなんだ、こういうことを決めてもらいたいという希望はあるだろうと思います。ですか

ら、そういう立場からしますと、境界とあわせて所有権の範囲についても確定するということが便利ではないかとは思うのです。ただ一方、理論的に考えますと、境界というのではなく、それは境界確定訴訟の弊害が残るというのもあります。隣の土地の一部を時効取得しちゃつて、そういう場合には、所有権の範囲はそこまでいつておりますが、それによって境界が動くわけではない、こういうことがございます。

今、我々が考えておりますそういう境界確定を行行政処分型で行う場合、集める専門家は境界の認定についての専門家を集め、こういうことが中心でございますので、いわゆる訴訟手続で争われたような所有権の有無をそこで判断することが果たして適切かどうか、こういう問題もございま

す。

ですから、実は、研究会報告ではそこは比較的消極的に、土地の所有権の争いについては譲抑的に手を出さない。それは裁判所の方に任せようか、あるいはまた別の、ADRがあればそちらに、こういう考え方にはなっておりま

す。

ただ、利用者からすれば両方一緒にということもあるうかとは思いますので、いずれにしても、

今後研究を進めて、ADR基本法の考え方等も参考にしながら決めていきたい、こう思つております。

○中村(哲)委員 房村民事局長、今おっしゃった

ことの前提というのは、ある意味十七条地図が一〇〇%整備している場合には当てはまる理屈じゃ

ないかなと思うんです。公法上の境界ですから、

十七条地図があつた場合には、もう余りそこに手

を入れる必要もないというか、そういう要請は出

てくると思うんです。

ただ、十七条地図自体がなくて、はつきりして

いないようなところもたくさんあるわけですね。

○房村政府参考人 実は、それはなかなか難しい

問題がございます。

は、インターネット経由でこの情報を見るとい

うのは実は非常に密接に関係してくる。にもかかわらず、ADRで一挙に解決できなかつたとしたら、それは境界確定訴訟の弊害が残るということになりかねない。そこは権認をさせていた

だけだ。また主張をさせていただきたいと思

いますが、時間もありますので、次の質問に移りた

いと思います。

次に、登記業務のコンピューター化とインター

ネットでの公表について質問をいたします。

抵当権の設定物件の短期賃借人にに対する保護の

議論においても、賃借人が登記を見ることが必要

である、前提であるというような議論がされてお

ります。しかし、実態として、賃貸物件を探すこと

に、希望する物件の検討の際に、抵当権がつい

ているか、一々登記所に行ってそんなの調べる人はだれもいないと思うんです。

私も最近物件を調べましたけれども、十件二十件回つて見るわけですよね。紹介されたら、こ

れ、よさそうやなど思つて何件か見るわけです。

そうしてその中で、ではそれを今度登記所に行つて調べるのか。賃借物件というのは言つたら早い

者勝ちの世界ですので、そんなの一々調べている暇もないというような、そういう今までの慣習

があると思うんです。だから、議論の前提になつていることと実質的なものと、いわゆる立法事実が違うわけですね。だから、そこは考えて制度

をつくらないといけないんだと思うんです。

私は、登記情報、つまり登記簿情報と十七条地

図ですね、その情報をインターネットで自由に閲

覧できるように将来的にはしていくべきではない

かと思うんですが、この点についていかがお考え

でしようか。

○房村政府参考人 御指摘のように、インターネ

ットで登記の情報を見ることができるように入つて

いるように、コンピューター化をしておりますの

で、そのコンピューター化した登記情報について

といふことは実は非常に密接に関係してくる。にもかかわらず、ADRで一挙に解決できなかつたとしたら、それは境界確定訴訟の弊害が残るということになりかねない。そこは権認をさせていただけだ。また主張をさせていただきたいと思

いますが、時間もありますので、次の質問に移りた

いと思います。

次に、登記業務のコンピューター化とインター

ネットでの公表について質問をいたします。

抵当権の設定物件の短期賃借人にに対する保護の

議論においても、賃借人が登記を見ることが必要

である、前提であるというような議論がされてお

ります。しかし、実態として、賃貸物件を探すこと

に、希望する物件の検討の際に、抵当権がつい

ているか、一々登記所に行ってそんなの調べる人はだれもいないと思うんです。

じやないかと思うんですが、いかがでしようか。

○房村政府参考人 確かに、御指摘のよう、今回のような法改正を行いますと、抵当権の有無を登記簿で確認するという必要性が生じてまいります。

ただ、現在の手数料も、実際にかかる経費を予想利用件数で割りまして一件当たりの単価を出して、それに基づいて定めるということで、決して恣意的高目に設定しているわけではないんです

が、ただ、現実にインターネットの利用件数は相当伸びております。したがいまして、利用件数が伸びてくれれば、それを踏まえて一件当たりの手数料を下げるということは可能になろうかと思います。

また、経費削減の努力も今後続けて、ぜひ利用しやすい価格におさまるような努力をしていきたく、こう思つております。

○中村(哲)委員 つまり、手数料の問題というものは非常に重要な問題である、ここを検討しないといけないと思うんですね。

今はインターネットの話をしましたが、登記所での閲覧とか登記簿謄本をとる場合でも同じことだと思つうんです。登記簿謄本をとる場合には、今一千円の手数料がかかります。また、登記簿を閲覧する場合には、一件五百円の手数料がかかります。こういった手数料は、法律上は登記特別会計で処理されていると聞いております。

○房村政府参考人 それでは、簡単に登記特別会計の仕組みから御説明をさせていただきたいと思いますが、よろしくございましょうか。

実は、登記特別会計は大きく一本柱でできております。一つが、今御指摘のよな手数料収入、これが大体一千億程度ございます。それからもう一つは一般会計からの繰り入れ、これが大体七百四十億程度ございます。

こういう二本柱でできておりますのは、実は、

登記所の行つている事務に二種類の事務がござります。一つは、いわゆる所有権移転というような道を開くということは重要なことだらうと思います。

ただ、現在の手数料も、実際にかかる経費を予想利用件数で割りまして一件当たりの単価を出して、それに基づいて定めるということで、決して恣意的高目に設定しているわけではないんです

が、ただ、現実にインターネットの利用件数は相当伸びております。したがいまして、利用件数が伸びてくれれば、それを踏まえて一件当たりの手数料を下げるということは可能になろうかと思います。

財源もこの二つに分けた使つていて。手数料収入の方は証明等の登記情報管理事務を使う、そして、一般会計からの繰り入れは登記事件の審査に当たる審査事務を使う、こういうことになつております。

したがいまして、手数料で納めていたいた額は、専ら登記情報管理事務、ですから、コンピューター化経費であるとかコンピューターの運営あるいは謄抄本発給事務機器の整備、それに従事する職員の給与、こういったものに充てられております。

○中村(哲)委員 手数料収入が大体千億円、そのうち、人件費とともにかかりますので、登記情報管理事務の方には大体七百億円程度今かけています。そうして、今後このコンピューター化はどのよう

ございますので、そのすべてをコンピューター化するということになりますと、どうしても平成十九年度ぐらいまではかかつてしまふのではないか、こう思つております。

私どもとしては、一日も早くコンピューター化を完了して、オンライン等で利用していただけるようにということで、今後も鋭意コンピューター化のスピードアップを図つていただきたい、こう思つております。

○中村(哲)委員 先ほどのお話は登記簿のコンピューター化に限られるんだと思うんですね。確認をさせていただきたいんだけれども、そういうことだと思います。

つまり、十九年度までになされるコンピューター化は登記簿であつて、十七条地図はまだなわけですね。この十七条地図は、今後どのようにコンピューター化していく予定なんでしょうか。

○房村政府参考人 地図につきましても、現在は数値地図が主流になつておまりして、コンピューターで処理することがもう可能になつております。したがいまして、登記所に備えられている十七条地図をそういうコンピューターによる数値管

理をすれば、コンピューターで処理ができますし、オンラインで見ることも可能になります。現在、そのための準備としてシステム開発を行つておしまして、まずはパイロットシステムを立ち上げて、問題点を実際に試して研究したい、こう思つておる段階でございます。

○中村(哲)委員 今からやつていくということならう、全国では何年度までにやろう、そういつた予定があるので教えてください。

○房村政府参考人 今、全国的にコンピューター化を進めておるところございますが、不動産登記のコンピューター化につきましては、今のめどといたしましては、平成十六年度末までには、需要の多い都市部等を中心全国の主要な登記所の移行作業は完了させられるであろう、こう思つて出さないといけない。やはりこの九千百万円をふやしていく努力をしないといけないんじゃないですか。

と申しますのは、登録免許税、これは一年間に八千億円ぐらいあるわけですね。だから、手数料と考えれば、八千億円、十七条地図に回せるはずなんですよ。でも、それは現実的ではないです

から、一般財源として非常に重要な財源でもありますから、八千億円はすべて十七条地図に回すということはできません。それはわかりますけれども、八千億円と九千百万円、これは全然額が違うわけですよね。

ごぞいますので、そのすべてをコンピューター化するということになりますと、どうしても平成十九年度ぐらいまではかかつてしまふのではないか、こう思つております。

○森山国務大臣 この問題の重要性から、おつとんど百億ぐらい回してくれということを言えることだと思つます。

○中村(哲)委員 一百六十億とは言わないけれども、少なくとも百億ぐらい回してくれということを言えることだと思つます。

○中村(哲)委員 いや、もうすごく力強いお言葉をいただきました。閣議とはいわゞいろいろな場所で言つていくということをおっしゃつていただ

きましたので、本当にこの十七条地図は、近代国家として日本が存立するもう最低限の条件ですかから、ここをしっかりと政府として今後とも取り組んでいただくということで、質問を終わります。

○山本委員長 山花郁夫君。
○山花委員 民主党・無所属クラブの山花郁夫でございます。

担保・執行法について質問をしたいと思いま

いうふうに民事局長が答弁をされているんですねけれども、私は、ずっと議論を聞いていて、おやと思っていたことがあるんです。

というのは、対象は確かに広がっていると思うんですけども、私は、ずっと議論を聞いていて、おやと思っていたことは、その主体も本当に広がっているのかな。
つまり、従来も民法の教科書なんかには、雇人といったときには、民法上の典型的契約である雇用契約の主体だとは書いていないわけですね。ところが、局長の答弁を伺っていますと、いやいや、従来よりも広がりましたのでということで、例えば、同僚委員からも指摘があつた手間請の問題だとかあるいは一人親方なんぞについても、ケースによっては判断するという言い方をされているわけです。

ただ、私は、一般的の学者の書かれた教科書などを読めば、いや、それは従来からそうだったんじゃないのかな、そういう印象を持っていたんですねけれども、これは主体が広がったということによろしいのかどうか。まず、それを確認させていただきたいのと、労働法上の労働者とほぼ同一の意味なのかということについて、改めて御答弁いただきたいと思います。

○房村政府参考人 従来の民法の解釈についてもいろいろな考え方があると思いますが、一般的には、民法の雇人というのは雇用契約に基づくという理解が多かったのではないかと思います。ただ、それは解釈の仕方としては、必ずしも法形式にとらわれずに、実質としての雇用契約だといたる判断の仕方はあろうかと思いつますので、必ずしも典型的契約の雇用のみに限るということが確立した考えとは限りませんが、商法に比べれば狭いといふのが一般的な理解であったのではないか。

今回、もともと広く解釈されていた方にとつては同じだと思いますが、そういう狭い解釈を止めることはあろうかと思いつます。

いわゆる支配従属といいますか、そういう関係に

あれば保護の対象に入るということを申し述べたわけでございます。

それから、労働基準法あるいは労働組合法でいりいろ労働者性の判断もございます。これは基本的に大きくなれば違わないと思いますが、それぞれの法律の必要性、例えば労働基準法であれば労働環境等についての保護を与える必要性の観点から労働者性を判断することにならうかと思いますし、労働組合法であればいわゆる労働権の主体としての労働者性ということにならうかと思います。ただ、民法では、先取特権の保護の対象としての使用者を判断するということにならうかと思ひます。

ただ、現実に、その労働者性の判断で、例えば指揮命令関係がどうなっているかとか、給与の支払い形態がどうなっているか、こういうようなことを総合して判断をされているようござりますが、その多くはこの民法の使用者、いわゆる雇用関係に基づく労務提供の対価であるかどうかといふ判断には共通の部分も多いのではないか。したがって、参考になる部分は多々あるうかと思っております。

○山花委員 これは法律によって、例えばの話、全く同じ言葉を使っていても、法律が違えば、場合によっては解釈が違うことというのはあり得るのは承知はいたしておりますが、今回テーマになつております先取特権も、これは労働債権を対象とするものというになりますから、広い意味では、最も広くとれば、それは学者がどうテーマ設定するかにもよりますけれども、恐らく労働法の一部をなすところになるのかなと思います。

○房村政府参考人 従来の民法の解釈についてもいろいろな考え方があると思いますが、一般的には、民法の雇人というのは雇用契約に基づくという理解が多かったのではないかと思います。ただ、それは解釈の仕方としては、必ずしも法形式にとらわれずに、実質としての雇用契約だといたる判断の仕方はあろうかと思いつますので、必ずしも典型的契約の雇用のみに限るということが確立した考えとは限りませんが、商法に比べれば狭いといふのが一般的な理解であったのではないか。

今回、もともと広く解釈されていた方にとつては同じだと思いますが、そういう狭い解釈を止めることはあろうかと思いつます。

いわゆる支配従属といいますか、そういう関係に

の中の一つとして今回の先取特権ということが出でてくるわけですので、そういうときに、当事者からすれば、そんな法律について皆さんプロではいる方がむしろ一般ですから、あるときは自分は労働者で、あるときは使用者でなかつたりとかと云うのは、何かとても不思議なことが起こつてしまふような気がするんですね。

そこで、厚生労働省に、きょうおいでいただきておりますので、お伺いしたいと思いますけれども、厚労省の方では、労働基準法研究会労働契約等法制部会というのがあって、そこで平成八年の三月に労働者性検討専門部会報告というのが出ております。大変詳細な報告なんですねけれども、この五ページ以下から、「使用従属性に関する判断基準」ということで、指揮監督下の労働に当たるかどうかということで、イ、ロ、ハとかこうあります。大変詳細な報告なんですねけれども、これの指揮監督の有無、「拘束性の有無」、「代替性の有無」など、こういった判断基準を挙げられておりまして、「仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無」、「業務遂行上の指揮監督の有無」、「拘束性の有無」、「代替性の有無」など、こういった判断基準を挙げられております。

この専門部会報告というのは、聞くところによりますと、結構有名なもので、労働関係の仕事をしている方なんかだとこれの存在なんかはよく知つていてるようですが、そもそもこれはどういうたぐいの性質のものなんでしょう。これに従つて判断しなきゃいけないとされているものなか、あるいは、これを参考にして現場の方で実務的に動かれていくということになりますが、お願いします。

○青木政府参考人 お尋ねの労働基準法研究会の労働契約等法制部会、平成八年三月に労働者性検討専門部会報告というのを出しておりますけれども、これは労働者性といふのは実態的に判断をするということで、非常にさまざまな実態がござりますので、その研究会でかなり詳細に検討していた

者について具体化をしていただいたということですあります。

私どもとしては、こうした報告書などを都道府県労働局、地方の出先でありますけれども、などに送付いたしまして、現実に個別事例の積み重ねを通じまして、労働者性の判断というのをこういったものを参考にしながらやるということにいたしておりますところであります。

○山花委員 この専門部会報告を拝見させていたりますと、ここで大変詳細に検討されておりまして、例えば、仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示に対する諾否の自由の有無ということで、つまり仕事を依頼されて拒否できるかどうか、恐らく、労働者といったとき、普通は拒否できないあります。それだけではなくて、むしろマイナスあります。それだけではなくて、むしろマイナスとなるケースはこういうことではないかとか、そういう事情があつたら労働者性が認められるのか、あります。それだけではなくて、むしろマイナスになるケースはこういうことではないかとか、そういうことが具体的な例が挙げられて、詳細に検討されています。

また、後ろの方へ行きますと、先ほども出ておりましたけれども、大工さんの例で、こんなのはどうかとか、こんなのはどうかとか検討されているんですけれども、民法上の先取特権で言う使用者に当たるかどうかという判断の要素として一応、これがそのままということではないんでしょけれども、大体同じような形で判断の要素として参考になるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘の報告書、私も拝見をおさせさせていただきました。非常に詳細に検討されております。

これは労働基準法上の労働者の基準ではございませんが、実際に基準として指摘されております、例えば委員から御指摘のあった、仕事の依頼等を諾否の自由があるかどうか、こういうような点は民法上の使用者の判断をする際にも当然参考にならざりまして、建設業の手間請従事者とか芸能関係

のは、民法における解釈についても参考になると
いうふうに考えております。

○山花委員 厚労省の方にはお願いがあるん
ですけれども、こんな話を聞いたことがあって、
というのは、建設現場で働いている方で、機械に
よつて指を落としてしまった、労災の認定をして
もらおうと思つて行つたんですけれども、最初本
人が請負だというふうに言つていたのですか
ら、それだけが理由じゃないのかもしれませんけ
れども、それでなかなか認定が手間取つたとい
うやつを聞いております。

もう既に各地には送られているということです
けれども、この報告を参考にして、誤りのないよ
うやつを聞いております。

○青木政府参考人 労働基準法を初め労災保
法、労働関係法令で労働者保護がいろいろ規定さ
れ、措置されているわけありますけれども、そ
れのもとになりますのは労働者であるかどうかと
いうことになりますので、そういう意味では、こ
のところは最も基本的なところということであ
ります。

大変さまざまなものでありますから、
極めて限界的な事例については非常に難しい場合
も出でまいります。そういう意味で、こういつた
研究会などでいろいろ御検討いただくということ
もやつているわけであります。

こういつた実態に即して判断をするということ
でやつておりますので、こういつた報告なども十
分にさらに一層第一線でもきちんと活用してやれ
るよう今後ともやつていきたいというふうに
思つてゐます。

○山花委員 では、青木審議官どうもありがとうございました。
それでは次に、この先取特権なんですか
も、先日来すつと参考人の質疑でも意見を伺つた
りとか、あるいはこの場でも申し上げてきたこと
でされども、これを実現しようとするとな
か手続のところで壁があつて、これももう申し上

げていたことですか、実際に立証するため
の書面を集めようとすると、しかも証明力のある
手に入らないものであつたりとか、あるいはせつ
かく手に入れても、いろいろなものを持っていっ
ても裁判所の方で、いやそれだけはちょっとと
いう話があつたりとか、過日、山内委員もいろい
ろ質疑をされておりました。

そこで、まず裁判所の方にお伺いしたいんです
けれども、過去にも同様の議論が行わっていたわ
けであります。第八十七回国会、昭和五十四年のこ
とですから結構昔になります。同じような議論が
されているんですね。

例えば参議院の方で政府委員の香川さんとい
う方が、「その権利を証する書面なりや否やという
ところは、ある程度そのものずばりの明白なもの
でなくとも、存在が推認できるというようなもの
であれば、この書面として扱うというふうな運用
を期待したいわけでございます。」というふうに
言われております。あるいは、違うところの答弁
ですけれども、「裁判所のこの書面の取り扱いに
ついては、相当彈力的に考えていただければとい
うふうに考えております。」と政府側は一生懸命
彈力的にやつてくれといふことを言われて
いて、当時の最高裁判所長官代理者西山俊彦さん
は、これも答弁をしていて、

先取特権を証する文書の種類については、実
務の取り扱いといったとしても特に制限をして
いるわけではございませんで、執行官あるいは
執行手続でどういう証明文書が多く用いられて
いるかということは実際にはわかりませんが、
仮に賃金支払いの仮処分の事件なんかの例に
よつて考えてみますと倒産をしたという企業
であつてもまだ会計係が残つてゐる場合がござ
いまして、その会計係の人が給与に関する証明
を出してくるという例もあります。それか

ほし、議会の側からも柔軟にやつてほしいとい
うようなやりとりがあつて、参議院なんかの附帶
の決議でも、「柔軟な対処を図る法の趣旨にかん
がみ、」とか、こういうことが言つていて、こ
こまでいろいろあつて丁寧に答弁されて、ところ
が、実際の運用が随分厳しいということです
と非常に希望的な観測を述べられております。
さらには、大変御丁寧に、これは衆議院の方に
来たときには、政府からの答弁などもいろいろあつ
たんですけども、
先回の議事、それから今回の議事もそうです
が、この立法過程それからその審議過程におき
ます論議は、これは当然立法解釈の資料として
裁判官も使うということはもちろんでございま
す。特に新しい法律でありますれば、それが解
釈、運用の指針になるということは、もう一番
強い意味を持つておるようと思われます。私ど
もといたしましては、この法案が成立いたしま
した暁は、民事執行法についての裁判官用の執
務資料を作成して、その中に国会における質疑
応答の内容も掲載する予定であります。それか
ら、この民事執行法の解釈、運用について裁判
官協議会を開催して、新法の運用に遺憾なきを
期するという予定であります。その中の問題
の一つとして、いま問題になつております各条
文についての解釈についても、意見交換をする
機会を持ちたいというふうに考えております。
それから恐らく、新法が施行されるまでは法
務省当局の立案担当者によります公式の解釈と
いうものが、いろいろな文献に載ることである
うなこともやつてきたところでございます。

この答弁がございました昭和五十四年当時には
まだ民事執行法が制定されていないという状況で
の議論の当時に御指摘のよくな答弁があつたとい
うことはそのとおりでございます。これに基づき
まして、執務資料を作成してこのような議論も紹
介する、それから協議会での議論をするというよ
うなこともやつてきたところでございます。

○園尾最高裁判所長官代理者 民事執行法の制定
の議論の当時に御指摘のよくな答弁があつたとい
うことはそのとおりでございます。これに基づき
まして、執務資料を作成してこのような議論も紹
介する、それから協議会での議論をするというよ
うなこともやつてきたところでございます。

この答弁がございました昭和五十四年当時には
まだ民事執行法が制定されていないという状況で
の議論の当時に御指摘のよくな答弁があつたとい
うことはそのとおりでございます。これに基づき
まして、執務資料を作成してこのような議論も紹
介する、それから協議会での議論をするというよ
うなこともやつてきたところでございます。

この答弁がございました昭和五十四年当時には
まだ民事執行法が制定されていないという状況で
の議論の当時に御指摘のよくな答弁があつたとい
うことはそのとおりでございます。これに基づき
まして、執務資料を作成してこのような議論も紹
介する、それから協議会での議論をするというよ
うなこともやつてきたところでございます。

その後、民事執行法が制定されまして、一般の
先取特権、賃金債権に基づく担保権の実行という
ことについても相当数の事例が出てまいりました
た。その中で、それぞれの裁判所としましては、
その立証が困難な事例についてはできる限り非定
型的なものでも認めていくことという姿勢と、また
一方、他の債権者からの指摘などがありますよう

な、倒産前後にいわば何か協議をして、事実と少し異なるような立証がされるのではないかというような指摘などについてもいろいろ研究するといふ、そのような実例の積み重ねがあつて現在に至つておるというわけでございますが、今後ともその研究はなお続けていかなければならないとうようと思つております。

一般先取特権について、どのような証拠が提出された場合に法律に定めた要件の立証があつたと見るかは、まさに裁判の内容そのものでござりますので、事務当局としてお答えするということは難しいことではございますが、そもそも民事執行法が、一般の先取特権の証明文書につきまして、公文書で証明するという担保権実行の一般原則の例外を認めたという趣旨は、賃金債権の立証などの場合には公文書の取得が難しいという実情もある事案に応じて、申し立て代理人の意見あるいは証拠の状況を見た上で、裁量権をしっかりと行使して判断をするということは大事なことであるというように認識しております。

○山花委員 これは実際の法の解釈とあとは裁判官の心証の問題もあるので、そういう話になつてしまふのかなという気はするんですが、改めて、これは民事局長、お伺いしたいと思います。

過日来指摘があるところですけれども、これは余り本当に立証が重くなつてしまふようなことがあると、幾ら権利はある、権利はあるといつてもそれを実現することができなくなつてしまふし、先日の参考人からの意見でも、だからこそ、例えばこんなもの、こんなものと例示することも考えられるんだけれども、かえつて挙げちやうと、それがないとだめなのかとか、あるいはどれが一番大事なんだみたいな話にもなりかねないの、あえて書かなかつたんだという話があつたわけです。今回の法の趣旨としては、あくまでも立証、そんなに負担を重くさせないんだ、そういう趣旨として理解をしてよろしいですね。

○房村政府参考人 法律で單に「担保権の存在を証する文書」としただけで特に例示をしていないのは、まさに御指摘のように、具体的な例示をしますと、かえつてその文書がない場合に立証が至つておるというわけでございますが、今後ともその研究はなお続けていかなければならないとうようと思つております。

一般的に立証をして、裁判所で適切な判断をしていただけるようについてつもりでこの法律はできております。

○山花委員 その点を確認させていただいて、これも先日指摘はしたんですけど、先取特権をこうやって広げられるのは大変結構なことだとは思いますが、ただ実際、倒産・破産の現場では、ほとんど、これを使おうなんというときには、落ち穂拾い的に残った債権をかき集めてというような現状なわけです。本来的には、もうちょっと労働債権の地位が高ければいいのかなと思うんですけども、一生懸命かき集めても、後から国税だととかそういうものでござりまた持つていかれてしまって、せつかく集めたものも後からやつてきます。

ところで、ILOの一七三号条約では、そういうことのないようになりますように、さりとておりまして、今まで、二〇〇〇年十月末まで十四カ国が批准していると言われていますけれども、これは厚労省にお伺いしますが、ILOの百七十三号条約はまだ未整備だからといふ話なんですけれども、これは外務省にお伺いしたんですけども、一般に、条約を結ぶときには、国内法の方を整備してから批准をするというケースもあれば、先に批准をして、それから国内法の整備をするというケースもあるような気が、気がするというか、ありますよね。何か風の便りで聞いたところによると、何か法務省も、まだ、組織的犯罪のうんたらかんたらという、刑事局が国内法の整備をする前に条約を結んだというケースがあつたようですねけれども、このILOの関係については、外務省としては、これはどういう考え方方なんでしょうか。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

ILO条約につきましては、各国の政府、労働者及び使用者のさまざまの関心を反映し、種々の分野を対象としたものが採択されてきておりました。

○青木政府参考人 ILOの百七十三号条約は、現在、未批准ということでありますけれども、労働債権の保護についての規定の条約であります。が、私どもとしては、やはり賃金を初めとする労働債権というのは、労働者とその家族の生活の糧だということでありますので、その労働債権の保護の強化というものは大変重要な問題であるといふふうに認識しております。

○阿曾沼政府参考人 お答えをいたします。

社会保険料でございますけれども、租税と並んで公的な債権でございますので、健康保険等においては、国税あるいは地方税に次ぐ先取特権の順位を与えられているということをございます。

御指摘の労働者債権との関係でございますけれども、民法等により定められておりまして、租税権と労働者債権との関係に準ずる扱いというふうに認識しております。

花委員 「それは」と呼ぶ よろしくうございました。花委員 このILOの関係については、昭和二十八年に閣議決定がされているようですね。時の総理大臣吉田茂のころに、ILOの関係については、「批准前に立法の措置を講じ、これについても、私どもとしては、定型的な文書というのではなく、この御指摘になりましたILO百七十三号条約については、国内法制との整合性を十分勘案した上で、国内法制度を整備した上で批准をしていく」という態度をとっているわけであります。このILO百七十三号条約は、我が国における各種債権の優先順位とこの条約が求めているものは相当異なつていて、今直ちにこれを批准するうなこともありますて、今直ちにこれを批准するというのは大変難しいと思っておりますが、労働債権保護の観点から、この批准に向けた環境整備を含めまして、適切な対応に努めていきたいとうふうに思つております。

○山花委員 今、国内法がまだ未整備だからといふ話なんですけれども、これは外務省にお伺いしたんですけども、一般に、条約を結ぶときには、国内法の方を整備してから批准をするというふうに思つております。そして、この当時の閣議決定をみると、その所管は現在の厚労省、当時の労働省というふうにされているわけであります。

ところで、厚労省としてはほかに法整備が必要なのでという話で、外務省にお伺いしますと国内法が先でということなんですけれども、これはどこが邪魔しているんですね。邪魔しているといふ言ひ方はちょっと問題かもしれないけれども、例えは、労働債権よりも社会保険などの方が优先する形になつていますけれども、これも、今は同じ役所になつていてますね、厚労省の方で社会保険厅などがこういう労働債権より優先するような形でお金を持っていつてしまふんですけれども、社会保障より労働債権の方を優先すべきではないかと考えるんですけども、この点はいかがでしようか。

うになつてゐるというふうに承知をいたしております。

○山花委員 国税と並ぶといふ、公的な債権といふことですけれども、これは、例えば国税徴収法を主管しているのは財務省だと思うんですけれども、そうすると、財務省が何か壁になつてゐるんでしょうか。そうだとすると、租税債権よりも少なくとも、私債権すべてと申し上げてゐるわけではありません、ILOの条約もありますし、労働債権の方を優先させるべきではないかと思うんでしきょう。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。労働債権を租税債権よりも優先させるべきではないかという御質問でございます。

現在、国税徴収法で一般的な租税債権の優先権というものが定められております。これは、申し上げるまでもないことでございますが、租税が国家の財政的裏づけとなる、あるいは租税の負担の公平確保という観点から、確実に徴収すべきものであること等の理由からによるものでございません。

ただ、租税債権と私債権との個々の具体的な優先関係につきましては、国税徴収法でも私法上の優先順位を前提として調整規定がいろいろ置かれているところでございます。この根っこにある私法上の優先順位といふものは、具体的には民法なり商法などの实体法によって定められているところでございます。

したがいまして、私法上の優先順位として労働債権の位置づけがどのようなものとして位置づけられるのかということが深く関係していくわけでございますので、私どもとしましては、労働債権と租税債権の優先順位をどう考えていくかという点について、基本的には、先ほど申し上げました租税債権の持つ特質といいますか、特殊性のほかに、私法上の優先順位の中で労働債権がそもそもどのように位置づけられるのかということとともに踏まえて慎重に考える必要がある問題であろうという

ふうに思つております。

○山花委員 いやいや、これは何かまずいことになつてしまして、つまり、法務大臣、要するに、論理的にいきますと、外務省の立場としては、いや、国内法の整備が先だ、もうそういう閣議決定があるんだという話になつています。国内法上、例えば社会保険との関係ではどうだといふと、社会保険は、並びでいうと、租税債権、国税徴収法とかの並びの関係で、うちだけでは何とも言えない。そうすると、財務省に、そこでどうするんだという話になると、いやいや、実体法の民法、商法がこんな低いところにあるから優先できらないなどというような話で、結局これは法務省

じゃないですか、ILOの一七三号の壁になつているのは、今この場でということは難しいかもしれませんけれども、できるだけ年限的な目途を、例えば何年後までにはやりたい、きょう今この場でというのではなくて、やりますけれども、そういう形でやつていただきたいと思いますけれども、そののは難しいのはわかりますけれども、その形でやつていただきたいと思いますけれども、そのは難しいのはわかりますけれども、その形でやつていただきたいと思います。

○森山国務大臣 労働債権の支払いが確保されるということが労働者及びその家族の生計維持のために重要な意味を有しているということは、もう十分私も承知しております。

おっしゃるよう、若いときには国際労働課長についてもやつておりましたし、そのような問題については日々考えている時代もございました。法務省におきましても、その所管する民事基本法の分野におきましてこれまでも労働債権の十分な保護が図られるように配慮してきたところでございまして、今後も同様の配慮をしながら民事基本法の整備を慎重に進めていきたいというふうに考えております。

○山花委員 まあまあ、ちょっと答弁書を置いていただいて。ILOの関係は、方向としては日本政府としてもちゃんとやった方がいい。それは、厚労省の皆さんも頑張っておられるわけですから、それに向けて法務省としてもちゃんとやるんだ、そういう指示を出したいということを言つていただけませんか。

○森山国務大臣 さつき申し上げたように、法務省も一生懸命それなりに取り組んでおりまして、特に労働債権の問題については、今回の改正でも非常に努力して広げてまいつたところでございましたけれども、これは十年以上たつてゐるんですね。これは法務大臣、ぜひ、御出身のところ

をやはりちゃんとかわいがつてあげにやいかねですよ。

○山花委員 いやいや、これは何かまずいことになつてしまして、ついで、以前もスーパー先取特権法、実体法のところで、以前もスーパー先取特権法、実体法のところで、以前もスーパー先取特権法、実体法のところをいついていよいよ議論もありましたけれども、ぜひ検討していただきたい。そして、きょう今この場でということは難しいかもしれませんけれども、できるだけ年限的な目途を、例えば何年後までにはやりたい、きょう今この場でというのではなくて、やりますけれども、ただ、破産というのはその局面だけのこと、会社がつぶされたと表現するときには、破産手続に行くケースばかりではなくて、民事再生法とかその他のケースがあるわけです。そろいろな役所間の調整があつてと、まあそれはそれで失礼な言い方かもしれないけれども、思つて話を伺つてみると、いやいや、これは法務省の実体法の方でこうなつていていますので。結局、法務省のここにたどり着いたらうんですよ。

○山花委員 ですから、これ、だつて——あれ、御出身の役所じやなかつたでしたか。当時は労働省ですか、そして、このILO一七三号条約、非常にいわい内容となつていてるじゃないですか。もう十年以上にわたつて批准ができる状態になつております。先ほど中村委員からは、境界確定訴訟の関係で、四年もたつた、四年もたつたという話がありましたがけれども、これは十年以上たつてゐるんですね。これは法務大臣、ぜひ、御出身のところ

をやはりちゃんとやいかねですよ。

○山花委員 いやいや、これは何かまずいことになつてしまして、ついで、以前もスーパー先取特権法、実体法のところで、以前もスーパー先取特権法、実体法のところをいついていよいよ議論もありましたけれども、ぜひ検討していただきたい。そして、きょう今この場でということは難しいかもしれませんけれども、できるだけ年限的な目途を、例えば何年後までにはやりたい、きょう今この場でというのではなくて、やりますけれども、ただ、破産というのはその局面だけのこと、会社がつぶされたと表現するときには、破産手続に行くケースばかりではなくて、民事再生法とかその他のケースがあるわけです。そろいろな役所間の調整があつてと、まあそれはそれで失礼な言い方かもしれないけれども、思つて話を伺つてみると、いやいや、これは法務省の実体法の方でこうなつていていますので。結局、法務省のここにたどり着いたらうんですよ。

○山花委員 まあまあ、ちょっと答弁書を置いていただいて。ILOの関係は、方向としては日本政府としてもちゃんとやった方がいい。それは、厚労省の皆さんも頑張っておられるわけですから、それに向けて法務省としてもちゃんとやるんだ、そういう指示を出したいということを言つていただけませんか。

○森山国務大臣 さつき申し上げたように、法務省も一生懸命それなりに取り組んでおりまして、特に労働債権の問題については、今回の改正でも非常に努力して広げてまいつたところでございましたけれども、これは十年以上たつてゐるんですね。これは法務大臣、ぜひ、御出身のところ

をやはりちゃんとやいかねですよ。

○山花委員 いやいや、これは何かまずいことになつてしまして、ついで、以前もスーパー先取特権法、実体法のところで、以前もスーパー先取特権法、実体法のところをいついていよいよ議論もありましたけれども、ぜひ検討していただきたい。そして、きょう今この場でということは難しいかもしれませんけれども、できるだけ年限的な目途を、例えば何年後までにはやりたい、きょう今この場でというのではなくて、やりますけれども、ただ、破産というのはその局面だけのこと、会社がつぶされたと表現するときには、破産手続に行くケースばかりではなくて、民事再生法とかその他のケースがあるわけです。そろいろな役所間の調整があつてと、まあそれはそれで失礼な言い方かもしれないけれども、思つて話を伺つてみると、いやいや、これは法務省の実体法の方でこうなつていていますので。結局、法務省のここにたどり着いたらうんですよ。

○山花委員 まあまあ、ちょっと答弁書を置いていただいて。ILOの関係は、方向としては日本政府としてもちゃんとやった方がいい。それは、厚労省の皆さんも頑張っておられるわけですから、それに向けて法務省としてもちゃんとやるんだ、そういう指示を出したいということを言つていただけませんか。

○森山国務大臣 おっしゃるような趣旨で、その方向に向かつて関係各省ともよく相談してやりたいと思つていてます。

○山花委員 関係各省とも相談してということでありますので、ぜひ関係各省の方、期待して、見守つていただければなと思います。

関係各省の方は、御退席されて結構です。ありがとうございました。

それでは、賃貸借の関係でお話を聞いていきたいたいと思うんですけども、賃貸借というものは、抵当権設定後の賃貸借が負けるというのは、これは法律の理屈からすると、賃貸借の方には大変申しわけないけれども、当たり前という話なんだと思ひます。

ただ、現行法でと、賃貸借は債権法上のものとして構成されておりまして、外国の例なんかを見ると、賃貸借が物権として構成されているところもあるわけです。ただ、物権として構成したとしても、実際は、ビルを建てた時点で抵当権を既に設定しちゃっていますから、物権化したとしても恐らく、登記を基準とする賃借人の方がおくれるケースの方が圧倒的に多いのかなと思います。

ただ、ここのことろの流れとして、賃借権について、ある程度、賃借人の権利強化というような流れで来ていたわけですから、私は、本来的には物権化というのも一つの方策かもしませんし、さらには、借りたら例えば「十年間とかそれぐらいは絶対的な対抗力を持たせる」というような形で将来的には検討をしてもいいのではないかと思っております。

通告はしていませんけれども、民事局長、もしそういうふうに賃貸借について、借りたら一定期間絶対対抗できますよというような仕組みにしたとき、何か弊害のようなことというのは考えられますでしょうか。

○房村政府参考人 ですから、それが抵当権者の予測可能性を害するかどうかということではないかと思います。

今回用意しました、抵当権者の同意に基づく対抗力の付与ですが、これと定期借家権とを組み合われれば、相当長期間の借家権であって抵当権に抗力の付与ですが、これと定期借家権とを組み合います。

現行法では、抵当権におくる賃借権は短期賃

貸借として保護されるのが限度でございますので、五年とかそういう長いものについてはおよそ保護される道がなかつたわけですが、今回は、抵当権者の同意を得ればそういう道が可能になります。

ただ、現行法でと、賃貸借は債権法上のものとして構成されておりまして、外国の例なんかを見ると、賃貸借が物権として構成されているところもあるわけです。ただ、物権として構成したとしても、実際は、ビルを建てた時点で抵当権を既に設定しちゃっていますから、物権化したとしても恐らく、登記を基準とする賃借人の方がおくれるケースの方が圧倒的に多いのかなと思います。

○山花委員 法律的な表現をすると、そういう話になるんですね。ただ、経済的な面、法律的にも表現できますけれども、経済的な面でいうと、恐らく建物についての担保価値というのが低くなるんだろう。つまりは、抵当権を設定していくと競落しようと思つても、二十年、三十年絶対に対抗されちゃうということになると、そもそも、そうするとお金の貸し方をしているわけですよ。

ただ、法務大臣、法務大臣としてというよりも、今の内閣のまたメンバーとしてお伺いしたいのですが五千万は取れると思っていたのが、実際は、恐らく賃借権のなし崩し的実現でこうやって、要するに一遍に取るか、だんだん取るかの違うあるから、その分価値が低くなるということがあるから、その分価値が低くなるということになります。

ただ、法務大臣、法務大臣としていうよりも、今大変景気が悪くなつていて、つぶれていく会社が多いんですけども、一方で、もつともっとベンチャードで育てようじゃないかというような議論もありますね。むしろ竹中さんは、いわゆるマイクロソフトを見てみると、いつかそういうふうにして、銀行はむしろそういうことから金を貸すのに不動産優先主義を改めさせられるし、むしろ銀行も体質が変わってベンチャードでやろうと思えばできるじゃないですか。つまり、そういうふうにすれば、これも楽観的過ぎるかもしれませんけれども、賃借権はすごく強化されるし、むしろ銀行も体質が変わつてベンチャードが伸びるようになるかもしれない。

○森山国務大臣 おっしゃることはわかるような気がいたしますけれども、私は残念ながら金融や経済問題の専門家でもございませんし、そういうことを深く研究しているわけでもございませんので、この場でお答えすることはいたしかねるといふことがあります。

○房村政府参考人 現在、例えば不動産、土地建物の評価にいたしましても、従来ですと、近隣の売買実例を参考にして、いわゆる幾らで売れるか

ですよ。つまり、このグループがどういう人材を持つているのか、スタッフを持っているのか、そしてこの人たちはどういう計画でということ、それを審査して、よし、それなら幾ら貸そうという話をやる。

ところが、日本の銀行というのは、そういうことではなくて、まず不動産はありますか、家というか建物はありますか、もう既に抵当はついていますかと、建物というか、不動産担保優先主義と申しますよか、そういうお金の貸し方をしているわけですよ。

むしろ、さつき言ったように、もうこの際、今すぐとは言いませんけれども、賃借権について競落しようと思つても、二十年、三十年絶対に対抗されちゃうのかなと思うんです。

ただ、法務改正というのは執行法制の円滑化ということによって確実に収益を上げる、その収益から抵当権者も返済を受ける、こういう利用法はふえていくのではないか、こう思つております。

○山花委員 今回、短期賃貸借の廃止ということを行なわれてきておりますし、これからはますますふえるのではないか、そういう観点からすると、御指摘のように、安定した賃借権を保障することによって確実に収益を上げる、その収益から抵当権者も返済を受ける、こういう利用法はふえていくのではないか、こう思つております。

○森山国務大臣 おっしゃることはわかるような気がいたしますけれども、私は残念ながら金融や経済問題の専門家でもございませんし、そういうことを深く研究しているわけでもございませんので、この場でお答えすることはいたしかねるといふことがあります。

○房村政府参考人 あと、今回、この法律をめぐつていろいろと調べて行きますと、先ほどのILOのこともそうですねけれども、賃貸借のあり方であるとか、法務だけの問題ではなくて、まあ専門家ではないのでと

いう観点での評価が中心でしたが、最近は、その不動産あるいは建物を利用してどれだけの収益が上がるかということに着目する収益還元法での評価が次第にふえてきております。そういう、まさに御指摘のように、物を幾らに売れるかという度をつくりましたのも、物件の評価を、幾らに売れるかというよりも、どれだけそこから賃料収入が確実に上がつてくるか、そういうことに基づいて抵当権者がその建物を評価するということが、実際に行われてきておりますし、これからはますますふえるのではないか、そういう観点からすると、御指摘のように、安定した賃借権を保障することによって確実に収益を上げる、その収益から抵当権者も返済を受ける、こういう利用法はふえていくのではないか、こう思つております。

今回、同意による賃借権の対抗力付与という制度をつくりましたのも、物件の評価を、幾らに売れてくるかということに着目するという。評価が次第にふえてきております。そういう、まさに御指摘のように、物を幾らに売れるかという度をつくりましたのも、物件の評価を、幾らに売れてくるかというよりも、どれだけそこから賃料収入が確実に上がつてくるか、そういうことに基づいて抵当権者がその建物を評価するということが、実際に行われてきておりますし、これからはますますふえるのではないか、そういう観点からすると、御指摘のように、安定した賃借権を保障することによって確実に収益を上げる、その収益から抵当権者も返済を受ける、こういう利用法はふえていくのではないか、こう思つております。

ただ、むしろ、今民事局長の方向性が、方向性というか、随分そこまでお答えになるのかなと思うような話だつたんですけども。今後、方向性としては、やはり賃借権について、私は、構成は、物権として構成するか債権として構成するかというのは実はそんなに重要なことはなくて、対抗力が抵当権の設定の前後を問わず一定期間ということが大事なのではないかなと思っておりますので、ぜひそういう方向で今後検討していただきたいと希望を述べさせておいていただきます。

あと、今回、この法律をめぐつていろいろと調べて行きますと、先ほどのILOのこともそうですねけれども、賃貸借のあり方であるとか、法務だけの問題ではなくて、まあ専門家ではないのでと

いうお話をされけれども、そういう問題もいろいろはらんでおりますので、ぜひちょっと考えていただきたいと思います。

ところで、今回、短期賃貸借を廃止した後の占有できる期間、三ヶ月を六ヶ月にしたらどうかという提案をさせていただいております。

ところで、過日、参考人の質疑の中でもおっしゃつておりましたが、つまり、一人親家庭のケースでは、なかなか家を探すのが難しいという話もあるんですよという参考人の意見がありました。先日法務大臣に、そんな話があることを御存じですかと申し上げたら、ちょっと聞いたこともありますかなどぐらいのお話をでした。繰り返しになつてしまつかもしませんけれども、結局、家を借りようとしたときに、保証人を立てろ、それも保証人もちゃんと稼ぎがある人じやないとダメだぞなんということを言われて、そうすると、離婚をしました。特に子連れの女性なんかでは借りづらいという実態がある、参考人の方もそんなような趣旨のお話をされておりました。

いい悪いという話でいうと、そういう社会はどうかなと思うんですけれども、ただ、実際、離婚される方がこれだけふえてきておりますので、そこのところをしっかりと手当てしなければいけないんじゃないかと思つております。

きょう、国土交通省の住宅局長においていただきておりますけれども、公的住宅について、特に一人親家庭と言いたいところですけれども、それだけではなくて、今回三ヶ月ではちょっと家を探すのは大変だというグループの中では、高齢の方であるとか一人親家庭のような話が出てきています。

○松野政府参考人 お答えいたしました。

母子家庭などの一人親世帯の居住の安定を図るということは、大変重要な課題であると認識しております。一人親世帯が民間賃貸住宅に入居できないといったケースは、高齢者あるいは外国人

の場合と比べると少ないわけですが、一部の大家がその入居を敬遠する場合があるものと聞いておられます。

こうした実態を勘案しながら、母子世帯等につきましては、特に住宅困難度が高いと考えられますことから、公営住宅の入居者の募集に当たります。

して、一般公募による入居のほか、地方公共団体の判断によりまして優先的な取り扱い、これは優先入居と言つておりますけれども、そうした取り扱いができることとなつております。その結果と

して、一般公募による入居も含めますと約九十五万の母子世帯のうち約十六万世帯が公営住宅に入居されているところでございます。

今後とも、こうした制度が適切に活用されるとによりまして、一人親世帯の居住の安定が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○山花委員 一部そういう大家さんがいるというお答えでしたけれども、ただ、外国人とかお年寄りの方に対してもともとちょっと民間のケーブス、かなりひどいケースをいっぱい聞いていますから、それに比べれば一部なのかもしれません。それでも、結構当事者団体の方なんかからは、いや、結構あるんですよというような話を伺つておりますし、九十五万のうち十六万ということですが、残念ですけれども、こういった制度についてそんなに、皆さん御存じかというと結構知らない人もいて、ただ、そういう当事者団体のようないもつていている方は皆さん情報を密に、こういうのがあるんですよとやつていてますけれども、知らぬ方もまだいらっしゃるようですので、それは本当にいい取り組みだと思いますので、ぜひ今後とも続けていただきたいと思いますし、またPRもしっかりやっていただきたいと思います。

一言。

○松野政府参考人 お答えいたしました。

うふうに考えております。

○山花委員 住宅局長、ありがとうございます。

法務大臣、そういうことなんですよ。つまり、そういう施策を講じなければいけないぐらいのそういうグループがあつて、大変苦労されている方

もたくさんいらっしゃるということでございま

す。今までこういった女性の問題についてはいろいろ取り組まれてまいりましたけれども、本当にこういったいろいろな改正の中のほんの一部分ですけれども、といったところがひつかかってく

る今回の改正なので、ぜひ今後とも関心をお持ちいただきたいと思います。

ところで、次の論点に移つてまいりたいと思ひますが、今回は、担保・執行法の改正で養育費について執行を容認する提案がなされております。これはこれとして、先日も、いいことだといふことを申し上げましたが、この養育費について、私は、今までの審議であるとかあるいは参考人からの意見聴取などをする中で、余りにも払われてないということに改めて驚くとともに、もうちょっとこれは何とかできないものかと思つてい

るんです。

離婚するときに、今法律をテーマにしたテレビなんかでもすぐ慰謝料という言葉は、慰謝料をよこせという言い方は出てくるんですけども、つまり、一般の方は、慰謝料という言葉は割と耳なじみがあるんですけども、養育費というと、もちろん知っている方は知つてるのでしようけれども、必ずしも皆さん知つていてるわけではないのかな。しかも、養育費の取り決めがあつたというケースでも、口頭でというのが結構パー・センテジを占めておりまして、これも、法律の世界では

口頭だらうが何だらうが意思の合致があれば成立するんですけども、一般的の社会では、いや、口約束でしようというような認識が結構あります。

そうだとすると、これはもう少し養育費をちゃんと取り決めるために工夫ができないかと思

いてあるかと思ひますけれども、この離婚届を出します際に任意的な記載事項として、例えば、養育費の取り決めがあるときはその額及び方法とかそ

ういうなことを書くようにすると、届け出を出すときに、おお、こんなのがそういうえがあつた、子供の養育費はどうするかこれも決めて離婚届を出さにやいかぬなと思うのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○房村政府参考人 確かに、離婚届に際して養育費の取り決めが必要であるということを意識しても

いるのですが、離婚届用紙にそういうものの記載を求めるというのも一つの考え方かとは思ひます。

ただ、基本的に、離婚届け出で記載していただいている事柄は、戸籍に記載する事項あるいは離婚届の受理に必要な判断をするために必要な事項といふものを記載していただいているのが原則でございますので、そういう点からいたしますと、

離婚届用紙に直接的には戸籍に記載する必要もありませんし、また受理の判断にも必要でないということになります。それで、ある

意味では、そういう養育費の取り決めというようなプライバシーにわたる事柄を必要性がないのに書かせるということについて、どう受け取られるかという問題はあるうかと思ひます。

そういうことから、私どもとしては、そこまで戸籍届け出用紙に任意記載事項としてでもあれ、国がその様式を定めて記載事項に掲げますと、ある意味では、書きたくないのに書かなければいけないのか、こうすることを届け出をする方々が思ふのではありますので、やはりそれは難しいという懸念もありますので、やはりそれは難しいのかな。しかも、養育費の取り決めがあつたというのではないかという感じはしております。

○山花委員 私は、必要的記載事項とすることは反対なんです。というのは、DVなんかのケース

では、ともかく別れることが先だ、養育費どころじやない。人によつては、人によつてはというかDVの多くのケースでは、養育費なんかももう少し汚らわしいという方たちもありますから、書かなければいけないとするのは反対なんですね

ども、書かせるということによってそういう意を顕在化させることが必要ではないかといふ意見なんです。

今、局長は、届け出受理の判断に必要かどうか、あるいは戸籍に記載することについて基本的に書かせるものだと言っていますけれども、違うものも入っているじゃないですか。つまり、同居の期間とか夫婦の職業とか、これは何で入つていいんですか。

○房村政府参考人 御指摘のように、現在の離婚届では、同居の期間あるいは別居する前の住所、その仕事というような、直接戸籍に記載しない、あるいは離婚届の受理の判断に必要でない事柄も記載事項になつております。

これは、人口動態統計、国の事業として行っておりますが、それの人団動態調査令で、人口現象を調査研究する場合の指標として、その時々における現実の人口を把握するとともに、国及び地方公共団体における保健、福祉、医療等の各種行政施策あるいは医学研究のために利用する基礎資料とするという公益的目的で収集されております。そういう法令に基づいて、戸籍の届け出の際にこういった事柄を、市町村長が人口動態調査票を作成するということから、それに協力する趣旨で離婚届にも記載をしていただいているということでございます。

そういう意味で、完全な任意的記載事項を設ける場合はやや性質が異なるのではないかと思つております。

○山花委員 何かその話も私はずっとひつかつておりまして、でも、どうでしよう、この委員会にいらつしやる委員各位の皆様も、恐らく婚姻届にも似たような欄があつたと思いますけれども、この欄が実は戸籍とは全く関係ない人団動態統計に使われているということを知つている人なんて、ほんдинないんじやないかと思つんでよ。届け出票にはその旨の断り書きも何にもないです。

これは、それこそ個人情報保護法の観点からい

うと問題があるんじゃないですか。だって、こんな届け出にこう書いてあつたら、それは書かなければいけないことだろうなと思うでしようし、本人は届け出る、離婚するために書いたものが、人に書かせるものだと言つていますけれども、違うものも入っているじゃないですか。つまり、同居の期間とか夫婦の職業とか、これは何で入つていいんですか。

○房村政府参考人 御指摘のように、現在の離婚届では、同居の期間あるいは別居する前の住所、その仕事というような、直接戸籍に記載しない、あるいは離婚届の受理の判断に必要でない事柄も記載事項になつております。

○房村政府参考人 私どもとしては、人口動態調査に協力する趣旨でこういう欄を設けているわけですが、確かに、御指摘のように、記載をしてもう目的が、離婚届、あるいは婚姻届も同じですが、そういう身分行為の変動に伴う届け出事項とは異なる趣旨で記載をしていただいておりますので、その点については、そういった注意書き等をするかどうかについて、ただいまの御指摘を受けて検討していただきたい、こう考えております。

○山花委員 それと、そういう協力する趣旨でとすることであれば、人口動態統計というものは厚生省が所管しているのでしょうか、もしそちらの方で養育費についても、では統計としてとりましょね。

○山花委員 それは、人口動態統計の場合には、法令上の根柢に基づいて市町村長に人口動態調査票の作成が義務づけられている事柄でござりますので、私どもとしてもその趣旨に沿つてこなすと言つたら、これは書くようになるんですけどね。

○山花委員 何かその話も私はずっとひつかつておりまして、でも、どうでしよう、この委員会にいらつしやる委員各位の皆様も、恐らく婚姻届にも似たような欄があつたと思いますけれども、この欄が実は戸籍とは全く関係ない人団動態統計に使われているということを知つている人なんて、ほんдинないんじやないかと思つんでよ。届け出票にはその旨の断り書きも何にもないです。

○山花委員 何かその話も私はずっとひつかつておりまして、でも、どうでしよう、この委員会にいらつしやる委員各位の皆様も、恐らく婚姻届にも似たような欄があつたと思いますけれども、この欄が実は戸籍とは全く関係ない人団動態統計に使われているということを知つている人なんて、ほんдинないんじやないかと思つんでよ。届け出票にはその旨の断り書きも何にもないです。

○山花委員 何かその話も私はずっとひつかつておりまして、でも、どうでしよう、この委員会にいらつしやる委員各位の皆様も、恐らく婚姻届にも似たような欄があつたと思いますけれども、この欄が実は戸籍とは全く関係ない人団動態統計に使われているということを知つている人なんて、ほんдинないんじやないかと思つんでよ。届け出票にはその旨の断り書きも何にもないです。

○森山國務大臣 先ほど来申しましたように、今は届け出にこう書いてあつたら、それは書かなければいけないことだろうなと思うでしようし、本人は届け出る、離婚するために書いたものが、人は届け出る、離婚するためには、こればかりがいかがなことかと思います。最低でもこれをそういうことに使いますよということを書いておかないと、まずくないです。

○房村政府参考人 私どもとしては、人口動態調査に協力する趣旨でこういう欄を設けているわけですが、確かに、御指摘のように、記載をしてもらう目的が、離婚届でも同じですが、そういう身分行為の変動に伴う届け出事項とは異なる趣旨で記載をしていただいておりますので、その点については、そういった注意書き等をするかどうかについて、ただいまの御指摘を受けて検討していただきたい、こう考えております。

○山花委員 それと、そういう協力する趣旨でとることであれば、人口動態統計というものは厚生省が所管しているのでしょうか、もしそちらの方で養育費についても、では統計としてとりましょね。

○森山國務大臣 今、自民党を初め各党の議員の間で相談していただいて、次第に結論に近づきつつあると聞いております。

○山花委員 何か、本当に近づきつつあるんですか。先ほど来もう何年もたつたという話がありますけれども、この九六年のなんかは、まさに法務省が立案案までしたものについていまだに実現していないんですねけれども、それはもうしっかりと政

府の責任で提案されたらどうですか。各党のなんて言つていいないです。

○森山國務大臣 今、議員の間で相談していただいておりますので、そちらにお任せしております。

○山花委員 いや、お任せというか、法務大臣なんですから。一時、なられたころは随分と、我が党の議員も質問されたり他の党の同僚委員も質問されて、もっと何か決意のじみ出るような答弁をされていたと思うんですけども、

○房村政府参考人 それは、御指摘のとおり、親権にしましても監護権にしましても、子の福祉の中にやるという決意を言つていただけないでしょ

用の分担というのは、法律に書くか書かないかは別として、法律上の義務ではないにしても、本来的には、離婚の際に協議されるべき事柄である。それは、子の福祉のために、養育費についても、どう表現していいのかわからないですけれども、できればしっかりと取り決めるべき事柄であるという認識でよろしいですね。

○房村政府参考人 本来は、まさにおっしゃるよう、離婚のときに適切な取り決めをしていただこうのが最も望ましいことだろうと思つています。

○山花委員 そうだとすると、離婚届を書く際に、繰り返しになりますけれども、任意的な記載事項として書くということは検討されていいのでないかと思うんです。

というのは、子の福祉と人口動態統計とどちらが大事なことかという話なわけですよ。私は、やはり子の福祉ということは、これは本当に大事なことだと思いますし、今まで出てきた議論の中、あるいは参考人の意見の中からも、養育費の額の、実際に払われている額の低いことも驚かされるんですねけれども、そもそも取り決めが余りにも少ないと、この点について、検討するぐらいのことはできないでしょうか。

○房村政府参考人 今考えておりますのは、先ほど申し上げましたけれども、いわば意識してもらうという目的のために、任意的とはいえ、記載事項として様式を定めて、國民にそれを利用してもらおうということが、そういう必要以上にプライバシーにわたることを届けさせるという非難を浴びないのかという懸念が一つございます。

それからもう一つは、先ほど来先生もおっしゃつておりますが、こういう取り決めをしないと離婚できないということであると、離婚を優先するばかりに、本来主張すべきことも主張できなくなつて、非常に不利益な取り決めをせざるを得なくなるおそれがある。それが任意的記載事項ではあっても、届け出用紙に記載されておりまこと、そういう誤解を招かないかということだろうこと

も考えなければならないのではないか。

そういうたよないろいろな問題がございますので、御指摘を受けて、現段階では、私どもとしては難しいのではないかとは思つておりますが、それが、きょういたいた御指摘も踏まえてさらに検討はしますが、基本的には、難しいのではなくかなという考え方ではございます。

○山花委員 最後のところでもたりセツトされしまったような感じがしますけれども、ただ、書きぶりを工夫すればそこはクリアできるんではないかと思つております。

恐らく、任意的記載事項として、ここに、例えば月三万円、銀行振り込みでと仮に書いてあつたとしても、それはそのときの話ですから、後に事情の変化というのは起り得ますので、例えば、離婚した何ヵ月か後に夫の方が失業してしまつて、あるいは何ヵ月か後にむしろ女性の方がベンチャーカ何かで一山当てて、むしろそつちの方が裕福になつたというケースも出てくるでしようか

に債務名義になつたりとか、そういう法的な効果は恐らく生じないんだろうと思うんです。

ただ、法的に全く無意味かというと、やはり使えるケースというのは想定できて、というのは、養育費を払えという訴えを提起したときに、額などについてもいろいろがちやがちやるんでしょうけれども、夫の側で、いや、そもそもそんな合意すらしてないんだと否認の陳述をした際に、いざなつてないものですが、先ほども申し上げたとおりで、それはそれとしてわからないでもないですが、先ほども申し上げたとおりで、それは書き方で工夫できないかなと思うんです。

○山花委員 例えば、以下の点については届け出時のものにすぎないものですが、そういうことをちゃんと書いて以後の、要するに、何かそういう注意書きを書いた上で、例えは欄を一つ下に落として書くであるとか、だつて、人口動態統計のこれだけ別居する前の世帯の主な仕事と夫婦の職業、こんな大きなあれになつていて、先ほども書いたように、扶養料の取り決めがあるときはその額と支払い方法とか、それで、取り決めは届け出時のものですが書いておけば、扶養料は取り決めていないと書いてあつたとしても、当事者に不利益になるかというと、必ずしもそうではなくて、いやいや、書面を出したときには合意してな

います。

ただ、公の書類で、市町村長に届け出るものに記載しているということから、当事者の方で、何らかの法的効果が生ずるという誤解をする可能性はありますので、そういう意味でも、そういう点も考えなければいけない要素の一つではないか。

それに比べればと申しますと、扶養料を払う、払わないというのは、質が違うので、どちらがセンシティティブかということは言いづらいですが、こつちがよくて、プライバシーを根拠としても、こつちがよくて、プライバシーを根拠として扶養料の取り決めがだめだというのは、ちょっと理屈として弱いような気がしますし、記入するのに、とりあえず取り決めて届け出してしまうということで、かえつて不適切な取り決めがなされるおそれもなくはないので、いろいろな側面から検討しなければいけない事柄はあるのでないかと思つています。

○山花委員 それはそれとしてわからないでもないですが、先ほども申し上げたとおりで、それは書き方で工夫できないかなと思うんです。

例えば、以下の点については届け出時のものにすぎないものですが、そういうことをちゃんと書いて以後の、要するに、何かそういう注意書きを書いた上で、例えは欄を一つ下に落として書くであるとか、だつて、人口動態統計のこれだけ別居する前の世帯の主な仕事と夫婦の職業、こんな大きなあれになつていて、先ほども書いたように、扶養料の取り決めがあるときはその額と支払い方法とか、それで、取り決めは届け出時のものですが書いておけば、扶養料は取り決めていないと書いてあつたとしても、当事者に不利益になるかというと、必ずしもそうではなくて、いやいや、書面を出したときには合意してな

ります。

職業についてもプライバシー性というのはあって、日本では余り意識はされていないのかもしれませんけれども、例えは、アメリカで仕事につくときに、前に仕事、何していましたかというのを書いた上で、例えは欄を一つ下に落として書く言つたように、扶養料の取り決めがあるときはその額と支払い方法とか、それで、取り決めは届け出時のものですが書いておけば、扶養料は取り決めていないと書いてあつたとしても、当事者に不利益になるかというと、必ずしもそうではなくて、いやいや、書面を出したときには合意してないんです。

先ほど来、法務大臣、ずっと何かごらんいただき、立証だつて可能になるじゃないですか。だから、その辺は工夫すれば何とかなるんじやないかと思

います。

バシーの問題だということであれば、この人口動態統計だつてかなり問題があつて、同居の期間がどれくらい、同居を始めたとき、別居したときで難しいのではないかとは思つておりますが、それは、きょういたいた御指摘も踏まえてさらに検討はしますが、基本的に、難しいのではなくかなという考え方ではございます。

○房村政府参考人 最後のところでもたりセツトされしまったような感じがしますけれども、ただ、書きぶりを工夫すればそこはクリアできるんではないかと思つております。

やはりそれを変更するというのはなかなか当事者の意識としても難しくなりますので、届け出時に記入するのに、とりあえず取り決めて届け出てしまうということで、かえつて不適切な取り決めがなされるおそれもなくはないので、いろいろな側面から検討しなければいけない事柄はあるのでないかと思つています。

○山花委員 それはそれとしてわからないでもないですが、先ほども申し上げたとおりで、それは書き方で工夫できないかなと思うんです。

例えば、以下の点については届け出時のものにすぎないものですが、そういうことをちゃんと書いて以後の、要するに、何かそういう注意書きを書いた上で、例えは欄を一つ下に落として書くであるとか、だつて、人口動態統計のこれだけ別居する前の世帯の主な仕事と夫婦の職業、こんな大きなあれになつていて、先ほども書いたように、扶養料の取り決めがあるときはその額と支払い方法とか、それで、取り決めは届け出時のものですが書いておけば、扶養料は取り決めていないと書いてあつたとしても、当事者に不利益になるかというと、必ずしもそうではなくて、いやいや、書面を出したときには合意してないんです。

先ほど来、法務大臣、ずっと何かごらんいただき、立証だつて可能になるんじゃないですか。だから、聞いていただいて。つまり、本当に何かの形で、ともかく扶養料については、今の金額的な水準もうちよつと何とかならないのかと思つますけれ

ども、そもそも取り決めを、何とか引き上げる方で努力していかなければいけないと思うんですよ。そのために具体的にはこういうことが考えられるという話をさせていただいているんですけれども、いかがでしょうか。

○森山國務大臣 先生のおっしゃりたいこともよくわかりますので、この離婚届をもし書き直すとしたら、どこにどういうふうに変えたらいいのかなと思って先ほどから見ていましたが、これに一つの欄を設けて何かそういうことを書くというのも、また支障が考えられないことはないという局長の説明もわかるような気がいたしますので、何かうまい工夫はないものかというふうな感じで、私は今見ていたわけでございます。

○山花委員 要するに、これを見て何とかできなかつたかと考へていられたという話だと思いますけれども、これが人口動態統計に使われているという話は大臣は御存じでしたか。別に知らなかつたからけしからぬという話でもないと思うんですけれども、この項目を見ますと、何かそういったことに使われているのかなという気もいたします。

○森山國務大臣 そういうことは、実は存じませんでした。でも、この項目を見ますと、何かそんやりこれは、そうやって見ると異質ですよね。上のところは、明らかにこれは戸籍にかかる事柄であろうと思いますけれども、職業はどうであるとか、同居の期間がどれぐらいかとか。ですので、局長は少し難しいのではないかとおっしゃっておられますけれども、大臣は、先ほど来ずっと一生懸命ごらんになつて、どうか何とかできないかと考えておられたんじゃないかなと思いますけれども、せめて検討はしていただけないでしょうか。

○森山國務大臣 いや、なかなか難しいとは思いますけれども、しばらくこれを眺めさせていただくという意味で、検討させていただきます。

○山花委員 まあ、眺めているだけではなくて、

どこかに工夫して書けないだらうかなということを思つているわけです。

○森山國務大臣 もちろん、離婚届に任意的な記載事項として書かせるというだけではなくて、もつともとほかもやらなければいけないことはあるんだと思いま

すが、ほかも工夫をしなければいけないことはありますし、ほかも工夫をしなければいけないことはあります。そのためにはたくさんあるんだと思いますけれども、率直に言つて、やはり養育費の取り決めがされている水準、私は低いという印象を受けていたんですけれども、大臣はいかがですか。

○山田(正)委員 自由党の山田正彦です。ただ、そういうケースで、倒産に反対ということで組合が職場占拠なんかをしている場合に、組合は民事執行法五十五条三項に言うところの審尋を受けるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

参考人の質疑のときはいらっしゃいませんでしたけれども、最高裁から、これぐらいですという報告があつたりとかいうのをお聞きしていたと思うんですけども、もつともつとそのペーセンテージを引き上げる、離婚届に書かせるかどうかたれども、最高裁から、これぐらいですといううんですか。参考人の質疑のときはいらっしゃいませんでしたけれども、もつともつとそのペーセンテージを引き上げる、離婚届に書かせるかどうかたれども、最高裁から、これぐらいですといううんですか。

○森山國務大臣 私も、実態のパー・センテージがどのくらいか承知いたしておりませんけれども、離婚ということになつてしまつという結果になつた場合には、そういうことを必要なら決めています。

○山花委員 ておくと、いうことが当然じゃないかという感じで伺つておきました。

○山花委員 本来は当然のことが、実は、もう二割、四割は当たり前という、コマーシャルのような数字なわけですから、もう少し引き上げるために、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

それでは、養育費については結構頑張つたつもりだったんですけども、もうちょっと前向きのことを言つていただければと思つたんですが、これぐらいにさせていただきたいと思います。

執行法のところに戻つて、いきたいと思いますけれども、この執行法制のところで、倒産のことを言つていただければと思つたんですが、これぐらいにさせていただきたいと思います。

○房村政府参考人 はい、このことについてお話しを伺つておきました。

○山花委員 では、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○山本委員長 午後一時から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

○山花委員 聞いたわけあります。あの場合は間違いくつ適法な占拠だったと思うんですけれども、職場占拠に、組合が占拠しているケースでは、いろいろなケースがあつて、労働組合の方には申しわけないけれども、この執行法制のところで、倒産のことを言つていただければと思つたんですが、これぐらいにさせていただきたいと思います。

○房村政府参考人 基本的に、労働組合の正当な活動であれば、価格減少行為には当たらないといふ理解でございますので、問題になる場合には、当然慎重な判断が必要となると思つております。

○山花委員 では、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○山本委員長 午後一時から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

○山花委員 はい、なかなか難しいとは思いましたけれども、この執行法制のところで、倒産のことを言つていただければと思つたんですが、これぐらいにさせていただきたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、現在、賃貸専用の建物等が相当数多く建設されております。これにつきましては、融資を受けて建物を建て、保存登記と同時に抵当権を設定するといふことがあります。

○房村政府参考人 その場合、その後に結ばれた賃借権の保護でござりますが、現在の短期賃貸制度であつても、その場合の賃借権の保護としては必ずしも十分ではない場合があるわけです。これは、短期賃借権が対抗できるとはいいつつ、競売開始決定から競落の日までの間に期間が満了いたしますと、その時点で対抗できなくなってしまう、当然に明渡さなければなりませんし、敷金も引き継がないといふことになります。それが相当数ござりますので、現在においても、そういう意味では、かなり偶然的な事情に左右される保護しか与えられていない。

今回、そういうことから、特に短期賃貸借が

用されているという点もありますので、短期賃貸借制度を思い切って廃止することといたしましたが、その賃貸用物件の賃借権の保護という仕組みに関しましては、抵当権者の同意を得てその賃借権に対抗力を与えるという制度をつくっております。

この場合には、現在の短期賃貸借ですと長くても三年、しかも偶然的事情に左右される、こういう制約がございますが、今回の新しい制度であれば、賃借権の保護される期間は契約で設定した期間が全面的に保護可能になりますし、また抵当権者としても、御指摘のような賃貸用物件であれば、その返済はそのものを貸すことによる賃料収入から返済を受けるということが予想されますので、抵当権者にとっても、同意を与えて優良な賃借人を確保するということにメリットを感じるといふことがございます。

○山田(正)委員 今局長の答弁でしたが、今かなりのマンション物件が都内でも建っているわけでありますが、そうすると、保存登記がなされ抵当権が設定された後のマンションを借りるというか賃借する人というのは、保証金も払い、そして競売にならざり短い出されるというんじや、これはやはり短期賃借権制度くらいあって、それを利用させない限りは、私は大変厳しくなっていくと考えてはいるんです。

局長は、いわゆる承諾があつて、契約でもつて、抵当権者の承諾とのもの契約で十分やれるじゃないかと言いますが、例えば私が抵当権者、銀行であったとしたら、それは、その期間だけ賃借権が対抗できますよということになりますと、その抵当権の価値が著しく損なわれることになりますね。そうすると、抵当権者が自分の権利が著しく損なわれるような承諾をすると考えられますか。

○房村政府参考人 まず第一に、そういう賃貸用物件ということで融資をしている場合には、抵当権者も、その返済はその物件を賃貸することになりました。この場合には、現在の短期賃貸借ですと長くても三年、しかも偶然的事情に左右される、こういう制約がございますが、今回の新しい制度であれば、賃借権の保護される期間は契約で設定した期間が全面的に保護可能になりますし、また抵当権者としても、御指摘のような賃貸用物件であれば、その返済はそのものを貸すことによる賃料収入から返済を受けるということが予想されますので、抵当権者にとっても、同意を与えて優良な賃借人を確保するということにメリットを感じるといふことがあります。

そういう点で、任意に承諾をするということは十分あり得ると考えておりますし、また、万一それが全面的に保護可能になりますし、また抵当権者としても、御指摘のような賃貸用物件であれば、その返済はそのものを貸すことによる賃料収入から返済を受けるということが予想されますので、抵当権者にとっても、同意を与えて優良な賃借人を確保するということにメリットを感じるといふことがあります。

そういう対抗できる賃借権を設定した物件が競売にかけられた場合、これは優良な賃貸物件であつて継続的な賃料収入が見込める、こういう評価に基づいてその建物の価格が設定されるであろう。これは、現在、収益還元法が不動産の評価の主流になります。

次第になりつつあるということを考えても、そのような賃貸物件であるから、著しくそれだけで直ちに下がってしまうということではない。適正な賃借権が設定されている物件であれば、かえつてその賃料収入を評価して、それなりに正当な競売価格が得られるであろう。

そういう観点から考えますと、抵当権者にとって賃借権に同意をすることは必ずしも不利になるばかりではない、抵当権者にとってのメリットも十分ある、こういううございに考えております。

○山田(正)委員 賃借人がみんな優良な賃借人であればいいわけですが、ところが、大きなビルで何十、何百という借り手がいるとして、そういう場合に、それは優良な賃借人というのもいるかもしれません。それ以上に、もうずっと不払いを逃す、そういう危険もあるわけだと思います。そういうことを考えますと、必ずしも、抵当権者が必ず承諾料を取るということになるとは考えにくい。

契約の更新のような場合には、そこに既に利用を開始している者にとって更新をしないことに伴う不利益がありますので、一定の更新料を払うといふ慣行ができ上がったものと思いますが、これから新たに契約に入るという場合ですので、いわば市場の競争原理が働く場面でござりますから、そこは事情が違うのではないか、こう考えており

る承諾のある賃借権がある、対抗できる賃借権があるとなると、普通に考えれば、優良な賃借人があれば全部がそうであれば別ですが、やはりそれは価値が下がると考えるのが当然だと思うんですよ、私は。

そうなつてくると、いわゆる承諾を求めるについて、賃借人も、敷金の問題もあるし、保証金の問題、いろいろあつて、承諾を求める賃借権を設定しよう、契約でできるだけないか、そなつてくれば、そこにやはり何らかの承諾料、今で言う更新料みたいなものですね、そういうものが事実上相場という形で、承諾料を幾らにするかといふ形になつてくるんぢやないか、実際に運用するとなれば、そう考るんですが、局長、そなつていませんか。

○房村政府参考人 これは、賃借権について、抵当権者の同意を得て対抗力を付与するというのには、当然賃貸借契約を結ぶ際にその同意を得られれば安定した賃借権になるということございまので、結ぶ方は当然、賃貸借契約のときにそういう条件を考る、契約に入るかどうかというのを選択することになるだろと思ひます。

先ほども申し上げましたが、抵当権者にとっても優良な賃借人を確保するということには当然メリットがあるわけですから、他の賃貸物件もあるわけですから、その競争の中で、目先のリットがあるわけですので、また、他の賃貸物件もあるわけですから、その競争の中で、目先のそういう承諾料を取ることによって優良な賃借人を逃す、そういう危険もあるわけだと思います。そういうことを考えますと、必ずしも、抵当権者が必ず承諾料を取るということになるとは考えにくい。

契約の更新のような場合には、そこに既に利用を開始している者にとって更新をしないことに伴う不利益がありますので、一定の更新料を払うといふ慣行ができ上がったものと思いますが、これから新たに契約に入るという場合ですので、いわば市場の競争原理が働く場面でござりますから、そこは事情が違うのではないか、こう考えており

○山田(正)委員 借りる側にしてみれば、新しいビルを借りるとして、それに対する内装、改装、設備投資等々、何百万かかるわけですから、当然それについて、競売になつてすぐ出ていかなければ、修正案でも六ヶ月後には出ていかなきやい不可以ないということになると、投下資本の回収もできませんし、そなれば当然のことながら、安定して何千万の設備投資するに当たっては、そこに、承諾料幾らにしてくれますかといふ話になつていい。これは経済の常の行為であつて、局長、よく経済社会の取引慣行というのを知らないんじゃないですか、これは。そなつていくことになりますが、それが十分ある、そういうことだと思ふんです。

そなつた場合、逆に考えてみれば、いわゆるビルの所有者にとってみれば、それだけ抵当権者の力が強くなつて、短期賃借権の対抗ができないことで強くなつて、そして、逆に、入つてもらうには賃料を下げるとか、保証金、敷金をもらえないとか、そういう不利益な事態も十分考えられる。どう思われますか。

○房村政府参考人 例えれば、今例に挙げられましたような、内装に相当多額の費用をかけて、ある程度の期間そこを使用してその資金を回収していく、こういう利用を考えた場合に、現在の短期賃借権による保護では最長三年しか保護されない。しかも、競売開始決定から競落までの間に期間満了してしまいますと、そこで打ち切られてしまふ。そういう意味では極めて不安定な権利でござります。

それだけの投下資本をかけて回収を図る場合に、今回の、同意に基づく対抗力を与える賃借権であれば、その回収に必要な期間をあらかじめ設定して、それにについて同意を得ることによって賃借権の存続期間中すべてにわたって保護を受ける、こういう新しい制度でござります。

そなつたういう新しい制度のメリットを考えれば、当然、同意を与えてより優良な賃借人を確保したいという誘因が抵当権設定者、抵当権者に働

くことは事実でありましょうし、また、利用する方も、そういういた物件に、多少賃料が高くて安心して来るのではないか。そういう競争原理が働くことによって適正な利用が確保されていく、こういうぐあいに考へておるわけでございます。

○山田(正)委員 短期賃借権の、競売開始から競落まで、その間に期限が切れてしまうんじゃないと言いますが、実際に、短期賃借権三年の間にかと言いますが、実際に、短期賃借権三年の間に何もなければさらには更新されるわけでしょう。そして、仮に今、競売ですが、開始から競落までは半年ぐらいで今いつているんじゃないですか。そ

ういう形であれば、私は、短期賃借権の価値といふのは十分あるし、問題は、非正常ないわゆる不法占有者、そういうものがあるから、抵当権を侵害するから短期賃借権をなくそう、そういう制度の趣旨だ、そう考へるわけですね。

そうした場合に、不法占有者に対する対応としては確かに、例えば山口組のだれかが入ってきて、だれが本当にその物件に入っているかわからぬという事例はよくあります。私どももそういう相談を受けることは弁護士のときになりますが、そういう場合に、これは排除できるんだと思っていても、相手を特定できない、そういうことで保全処分がなかなかできなかつた、実際に。しかし、今度からは、不特定の者についても、不特定の占有者に対しても、その場で、執行のときに特定できれば断行の保全処分、できるわけですから、それであれば、いわゆる短期賃借権のこれまでの弊害というのはそれで十分償われるであります。

○房村政府参考人 御指摘のように、今回の改正法案では、保全処分の相手方を特定できない場合には相手方不特定のままに発令をする、執行の段階で特定をするという新しい仕組みを採用しております。これによりまして、御指摘のように、くるくる占有者がかわつてしまふような場合にも対応可能となる。そういう意味ではかなり強力な武器となり得るのではないか、こう思つて期待しているところです。

ただ、これまでの民事執行法の改正を見てみると、平成八年には引き渡し命令の相手方を拡大し、平成十年には執行官の調査権限の拡充、それから、今回も改正をいたします、新たな保全処分

を創設する、こういうよろ、執行妨害を排除するためにはさまざまな手続的な強化がなされております。それなりの効果も上がつてゐるとは思いますが、依然として、短期賃借権が占有屋等による執行妨害に濫用される例が後を絶たないというのが実情でございます。

こういうものに対応する方策として、手続的な強化を図る、あるいは罰則の強化を行う、こういふ対応策をとるべきことは当然ではあります、それだけで完全に対応し切れるかと、これにはなかなか難しいのではないか。やはりそもそもそれは何かにも濫用のおそれがあるというの、おそれがかかるに濫用のおそれがあるというの、おそれが考えられます。

○房村政府参考人 この保全処分で排除できますのは、価格減少行為を行つて競売価格を低下させるおそれがありますが、同時に、短期賃借権も、民法の定める抵当権等の権利の内容を濫用しにくく制度にする、こういう観点からの手直しも必要ではないか。

現在の短期賃貸制度についてはかねてから、執行妨害の手段として濫用されている、こういう指摘がありますし、また、賃借人の保護する制度としては、先ほども申し上げたような非常に偶然の事情に左右されるというような合理性を欠く面もござりますので、今回、短期賃貸制度を廃止した上で、これにかえまして、濫用の余地を排除しつつ、保護すべき賃借人に合理的な範囲で確実に保護を与えるという明け渡し猶予の制度、それから抵当権者の同意による対抗力付与の制度、この二つのものを新設するといったものでございま

護として現在の短期賃貸制度は必ずしも合理的なものではないという、その二点からの改正でござります。

今言つたように、不特定の者に対する保全処分もできる、排除できるということになつたら、なぞだけで完全に対応し切れるかと、これにはなかなか難しいのではないか。やはりそもそもそれは何かにも濫用のおそれがあるというの、おそれがかかるに濫用のおそれがあるというの、おそれが考えられます。

○房村政府参考人 この保全処分で対応できますのは、価格減少行為を行つて競売価格を低下させるおそれがありますが、同時に、短期賃借権も、民法の定める抵当権等の権利の内容を濫用しにくい制度にする、こういう観点からの手直しも必要ではないか。

現在の短期賃貸制度についてはかねてから、執行妨害の手段として濫用されている、こういう指摘がありますし、また、賃借人の保護する制度としては、先ほども申し上げたような非常に偶然の事情に左右されるというような合理性を欠く面もござりますので、今回、短期賃貸制度を廃止した上で、これにかえまして、濫用の余地を排除しつつ、保護すべき賃借人に合理的な範囲で確実に保護を与えるという明け渡し猶予の制度、それから抵当権者の同意による対抗力付与の制度、この二つのものを新設するといったものでございま

るのとおりでございます。

ただ、債務者と通謀してそういう契約書類を偽造する、あるいは債務者が不在のすきに乘じてそいつて的確に判断をするというのは至難のわざだらうと思います。特に、形式的に整つた契約書類を偽造された場合に、これを見破るというのは相当難いのではないか、こう思つております。

○山田(正)委員 偽造文書等であるということであれば、現実にそこに居住しているか居住していないか等々を見ればすぐ挙証できるはずで、そつあつたら、司直によつて、刑事案件でもつて、すぐに取り調べもできるし、逮捕もできるし、排除であります。不特定者に対する断行の保全処分と、そして刑事罰でもつて、十分抵当権者に対する短

期賃借権の濫用は防げる。

ところが、大臣聞いていただきたいんですが、逆にこの短期賃借権をなくすことによってどうなるかというと、例えば設備投資を何千万もかけてやるとか、多くのそういう人たちに、契約してやりなさいと言つても、そこに当然、承諾料をどうだけ払つたら契約できるとか、実態の経済取引はそういう形になつてきて、逆に不動産の利用を、所有権じゃないですよ、利用を阻害するような要法につながると私は考えているんですが、大臣、いかがでしようか。

○山田(正)委員 今説明はよくわからなかつたのですが、短期賃借権を設定して、実際には借りていいのに、そこに金銭の授受があり得るような場合があるということですかね。

ということであれば、これは虚偽の賃借権になりますね。虚偽の賃借権だったら、刑法九十六条规定で、偽計による威力業務妨害罪に当たつて、これはすぐ刑法上の罪で逮捕できるぢやありませんか。

○房村政府参考人 大きな理由として、この短期賃借制度が執行妨害に濫用されている、こういふことがございます。それと同時に、賃借権の保

す。また、短期賃貸借が執行妨害に濫用される可能性をなくすことによりまして、抵当権者の債権回収に関する予測可能性を高めているということから、抵当不動産の所有者にとつても融資を受けやすくなるという利益があるものと考えるわけですが、さいまして、先ほど来、民事局長がるる御説明いたしましたように、今回の改正が間違っているとは思いません。

○山田(正)委員 大臣、話を聞いていてもらいたいのですが、いわゆる短期賃貸借の弊害というのはある、それは認めてるし、そのために、さつき言つたように、不特定者に対する保全処分もでかくし、虚偽の賃借権の場合には威力業務妨害罪による刑事等々のこともできる。それで十分できるのに、確かに、大臣が、抵当権者の承諾のもとに今度新しい賃借制度もできているじゃないかといふお話をますが、これは、実際にいつたうやうやしくて、それが競売のときは競売のときにさらに返るものだつたら価値がありますよ、建物は。ところが、さらに返らないでそこにそのまま賃借権があるとしたら、なかなか実態上の取引としてはそうはいかない。

そういういろいろな問題があるので、大臣、今回の改正は、まさに銀行助け、抵当権を設定する銀行のために、利用者のこと、所有者のことを考えていない制度だ、私はそう考えるんです。その中の一つとして、敷金、いわゆる保証金ですね、保証金も返つてこない。例えば、バブルがはじけて競売になつた物件で、私どものところにも相談ありましたが、當時二千万円保証金を積んでもだんだけれども、その保証金は一銭も返らずに、とも三年間、あと頑張つて回収しましようとか、そういうことができると思うんですが、それができないとなつた場合に、今回この改正ができると

すると、賃借人の保証金、敷金、これを何とか保全する制度、これを考えなければ、今回この改正是私は利用者の立場から納得できないわけですが、局長、何らかの手当てが考えられますか。

○房村政府参考人 御指摘のように、賃借権が引き継がれる場合には敷金も買い受け人に引き継がれるわけでございますが、今回、短期賃貸借制度を廃止することといたしましたので、敷金は当初の賃貸人、その敷金を渡した相手方から直接返受けるということが原則になります。その場合を受けるということが原則になります。

一つは、実際にも契約で定められている例がございますが、当初の賃貸借契約の締結時に敷金に関しまして特約を結んで、賃貸人が差し押さえを受けるあるいは競売開始決定を受ける、こういう事態が生じた場合には、敷金の返還時期が、期限の猶予を失つて返還時期が到来する、こういう特約もございますが、その場合には、競売開始決定後、賃借人の賃料債務とその敷金の返還債務との相殺が可能になりますので、実質的にはそういう形で敷金の返還を受けることができる、こういう道はございます。

そのほか、任意の形で敷金を特定の預金口座等に置いて、それに対し例えば債権質のような担保権を設定する、こういうようなことは契約ベーチスでは可能ではあろうかと思つております。○山田(正)委員 賃貸借契約をするときに、そつ保権を設定する、こういうようなことは契約ベーチスでは可能ではあろうかと思つております。○森山国務大臣 なかなか難しい問題でございまして、先生の御指摘も理解はできますけれども、この賃貸借の問題、今回のこの改正によりまして少しでも解決の方向へ近づけたいという努力の結果でございますので、これをぜひ成立させていただきました、その後もまた注視しながら、よりよい方向へ努力していただきたいというふうに思いました。

○山田(正)委員 大臣、僕の問い合わせていただいているのではありません。

私が言つているのは、いわゆる保証金、敷金の返還がなされない、そういう場合の、例えば任

意な、賃貸人と賃借人が敷金のうちから保険料として一部支払うことによって、いざという場合の保険制度みたいな制度を考えられないか、何百万という賃借人の保護のために。こういう制度を考

んで、そういう契約は実態としてはあり得るはずがない、幾つかはそれはあるかも知れませんが、しかしながら、こういった場合に、敷金返還について何らかの方法、例えばこの前の参考人の藤川さんの場合に、預託金制度があるんじゃないかなとかいろいろ言つておりました。場合によつたが、そういう方法でございました。場合によつたが、そういう方法でございました。

○森山国務大臣 大変難しい問題でございまして、おっしゃることもわからないことはないのでございますけれども、不動産の賃貸借は、賃貸業者のみではなくて、一般的な個人間に多く行われてゐるわけでございまして、また、その際に敷金を差し入れる慣行も広く行われてゐるわけでございまして、そこで、おっしゃることもわからぬことはないのです。検討してみる価値があるかもしれませんけれども、それでも結構です。

○森山国務大臣 大変難しい問題でございまして、おっしゃることもわからぬことはないのです。検討してみる価値があるかもしれませんけれども、それでも結構です。

○森山国務大臣 私は、今の自賠責みたいな強制保険と言つてゐるんぢやなくて、いわゆる任意の保険制度、借りる側としても、敷金のうちから5%なり貸す側がその保険に入つてくれる、そうすると安心できるわけです。あるいは、それを要らないという人はそのままいいわけですし、そこは貸す側と借りる側の合意がければいいわけですね。何もみんな強制してやれと言つてはいけないわけですね。

そういう制度なりを考えないといけないんじやないだろうかと大臣に聞かれてます。

○森山国務大臣 敷金の返還を確実に受けられるようになつたために当事者の任意で行う方策といつてしまして、例えば、賃貸借当事者間の合意によりまして、賃貸人が敷金を銀行に預け入れた上で、賃借人のための質権を設定するという方法をとるというようなことは、現行法のもとでも不可能ではございません。可能であるわけでござい

また、今回の改正では、抵当権者の同意によつて賃貸借に対抗力を与える制度を創設しておりますので、このような同意が得られた賃貸借については、買い受け人に引き受けられ、敷金の返還債務も承継されるということになるわけですが。

○山田(正)委員 大臣、私の言つていることとちょっと違うんです。

いいですか。確かに、もらった敷金を銀行に質権設定させる、そういう所有者なんていないと僕は思いますよ。敷金は、その建設費の一部に充てるでしょし、質権設定させたり銀行に預金したりということはあり得ないと思いますよ。

そうじやなくて、敷金をもらっているうちの五%でもいい、それをいわゆるそういう事故があつた場合の保険に掛ける。そうすると、賃借人も、あ、これは保険に入っているから敷金は幾らか戻つてくるなど安心できる。そういう任意の制度の創設というのも考えられないかと言つてゐるんですよ、大臣。

○森山国務大臣 任意の制度ということをございましたら、それはその当事者間の話し合いが基本的に成り立てばできるかも知れないと思つてゐますが、強制的あるいは相当義務的な制度ということになりますと、最初に申し上げたように、難しいのではないかという気がいたします。

○山田(正)委員 それは、確かに義務的の強制保険とは考えられませんね。ただ、保険となると財務省の管轄になるかと思うんですが、そいつたいろいろな問題があるかとは思ひますけれども、ぜひ、これを機会に、全国の賃借人というのは、保証金、敷金が払つてもらえずに泣いている者といふのは、僕は何百万人もいると思うのです。そういう制度の創設を考えていたい、そう思います。

次に、財産関係のいわゆる開示、財産開示の創設について民事局長にお聞きしたいと思いますが、今、サラ金とか消費者金融、あるいはいろいろなところがどんどんどんどん簡裁の債務名義を

もらつてゐるというのが実態ですね。この債務名義の中には公正証書によるものは含まれないので、確認したいのですが。

○房村政府参考人 今回創設いたします財産開示手続の申し立てをするために必要な債務名義の種類として、公正証書は含まれておりません。

○山田(正)委員 そうすると、簡裁の判決、債務名義によって開示請求するとすれば、例えばサラ金業者とか町金といいますか、金融業者等は、支払わなければ裁判所に開示の申し立てをするぞ、それでいいのかと、そういう場合と、いうのは十分考えられるわけですね。だれだって裁判所に呼ばれたくない。開示の請求をすれば裁判所に呼ばれたら、おまえさんの財産、全部明らかにしなければ、それは大変なことになるぞ、それでいいのかと、早く払えと、そういう責められ方は十分考えられる。これは別に脅迫にはなりませんか。

○橋渡政府参考人 まずは、犯罪の成否は、収集された証拠によって認定された事実関係に基づいて判断されるべき事柄でございますので、なかなか一概にはお答えいたしかねることでござりますが、一般論として申し上げますれば、脅迫罪等に当たるか否かといいますことは、行為者の言動はもとより、相手方との関係等、諸般の事情を総合考慮して判断されるものでござりますから、行為者が申し向けた文言の中に、例えば今おっしゃいましたような、法律上規定された権限を行使する旨の文言があつた場合でありますても、個別の事案に応じ、脅迫罪等に当たる場合がないわけではないと考えております。

○山田(正)委員 まあ、そういう場合もあり得る。今回の開示制度は、そういう脅迫になるようなあるいはまがいのと、そういうぎりぎりのところでの新たな取り立ての方針を、いわゆる町金あるいはサラ金業者に与えるということになりやしないかという心配を実は大変いたしていりの邊については、十分対応策といふべきです。その辺については、安易に利用されることを防ごうとしております。

○房村政府参考人 今回この財産開示手続を設けに至った経緯から御説明をさせていただきますと、日本では、強制執行の申し立てでは、相手方の財産を把握いたしまして、それを特定した上で申立てるのが原則になつておりますので、判決をとつて相手方に対する債務名義を取得しても、財産がわかりませんと、これを実現する道がない、空振りに終わってしまうということが、かねてから日本の司法制度の欠陥の一つであるというぐあいに指摘を受けていたわけでございます。

諸外国の例を見ますと、このような判決等の債務名義をとつた者の申し立てに基づきまして相手方に財産の開示を命ずる、あるいは第三者に照会をすると、何らかの形で債務者の財産を把握して、せつかくとつた判決が空振りに終わらないような仕組みを考えたい、こういうことがあります。そういうことから、今回の執行制度の改正に当たりましては、何らかの形で債務者の財産を把握して、せつかくとつた判決が空振りに終わらないような仕組みを考えたい、こういうことで、この財産開示手続を創設したわけでございます。

ただ、同時に、御指摘のよう、裁判官の面前で全財産を開示するということは相当の負担でござりますので、これが過酷な債権取り立ての手段として濫用されることのないようないような配慮もすべきであるということで、種々考えまして、まず第一に、債務名義の種類を制限いたしました。先ほども申し上げましたが、執行証書のようなものについてはこの財産開示手続は利用できないという限定をしておりました。

それから第二番目に、この財産開示手続を申し立てをする場合に、事前に強制執行が奏功しなかつた、強制執行したけれども配当を得られなかつた、あるいは配当を得られないということが見込まれる、こういうような説明を要求することによりまして、安易に利用されることを防ごうとしております。

長。

○房村政府参考人 今回この財産開示手続を設けに至った経緯から御説明をさせていただきますと、日本では、強制執行の申し立てでは、相手方の財産を把握いたしまして、それを特定した上で申立てるのが原則になつておりますので、判決を立てるのが原則になつております。

このような手当てを講じておりますので、これ

が過酷な債権取り立ての手段として濫用される可能性は非常に低い、こう思つておりますが、私どもとしても、実際の運用のされ方ということについては、この法律が実施された場合には十分注視をして問題の把握に努めてまいりたい、こう考えております。

○山田(正)委員 今は簡裁で簡単に、サラ金、町金はどんどん判決をとつていますから、それはなかなか防御する方法にはつながらないと思いまして、開示請求に呼ばれたときに、この法律をして問題の把握に努めてまいりたい、こう考えております。

○山田(正)委員 今は簡裁で簡単に、サラ金、町金はどんどん判決をとつていますから、それはなかなか防御する方法にはつながらないと思いまして、開示請求に呼ばれたとしたときに、

例えば私が末何とか興産とかといつて、何千億か財産隠ししましたですが……（発言する者あり）末野興産でしたか。私がそういう当事者であつたとしたら、これは、そんな財産なんてありませんとのうのうとそこで答弁する。そうした場合に、これは罪に問われますか、うそを開示した場合。

○房村政府参考人 今回のこの財産開示制度、裁判官の面前で宣誓をして陳述をしていただくわけですが、御指摘のような虚偽の陳述をした場合は過料の制裁ということになつております。

○山田(正)委員 過料の制裁というと、例えば末野興産みたいに何千億もある財産隠して、そんな事実はありませんと虚偽の開示をした場合において、三十万の過料で済まされる。であれば、それは偽証罪にも問われないんですね、刑事局長。されば、まともに陳述するわけないですね。この

長じゃない。

○房村政府参考人 今回、財産開示制度を設けるということで検討いたしました際に、一方の意見としては、やはり制度の実効性を高める見地から、宣誓をした上で虚偽の陳述をしたような場合には刑事罰をもつて臨むべきである、こういう意見もございました。現に諸外国では、刑事罰あるいは裁判所侮辱として身体的拘束を科すというところもございます。

ただ、同時に、今まで日本で設けられていない新しい制度でありますし、過酷な債権取り立ての手段として濫用される危険もある、こういう指摘もございました。

そのような双方の意見を踏まえまして、法律案では、出頭義務、宣誓義務を課した上で、不出頭などについては過料の制裁を科す、こういうこととで制度を構築したものでございます。

また、同時に、先ほど申し上げましたが、債務名義の種類を限定するとか、手続的な申し立ての要件を定める、あるいは三年間は開示を行わない、こういうようなことをして、できるだけ濫用の危険を防ごう、こうしたものでございます。

○山田(正)委員 中途半端な法律じゃないのか。例えば末野興産みたいにというか、財産隠しをする悪質なものに対しても、いわゆる罰金もしくは偽証罪にでも問えるような、そういうものをその制度の中に入れるということは必要なんじゃないか、私はそういう考え方なんですが、ただ、善良なというか、一般の庶民にしてみれば、開示請求で裁判所に呼び出されるというのは大変な苦痛なわけですね。実際に裁判所に呼ばれて、裁判官の面前で聞かれたって、もう上がつてしまつて自分は何を答えていいのかわからない、そういう状況が普通だと思うんです。

そういうことが考えられるとすれば、事前に書記官によつて、事前予備調査みたいな、例えば

こういうあなたの財産があつたら、不動産の評価証明ぐらい持つてきてくださいとか、あるいはこ

ういうものですよと、電話でもいいし、そういう予備的な準備というのは当然必要だ、そういううですが、私の質問時間も来ましたので、それを指摘して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○山本委員長 木島日出夫君。

○木島委員 六月六日、先週金曜日に続きまして、担保物権及び民事執行制度改革改善のための民法等の改正法案について質問いたします。

私も最初に、民事執行法百九十七条、第四章ですか、新設される財産開示制度についてお聞きをいたします。

これまでの質問者からも、再三、この制度が町金融などによって濫用されないか、それでなくとも債務返済に苦労している庶民が身ぐるみはがされないのかという心配がたくさんあるわけです。

先ほどの質問に民事局長が答えて、濫用防止として三つ挙げましたね。債務名義を一定程度統つたということ。二つ目には、強制執行あるいは担保権の実行が行われ、その完済に至らないといふこと、それからその見込みがあること。そして三つ目は、一度やつたら三年間は開示ができない。

○房村政府参考人 基本的に、財産開示の仕組みは今とのおりでございます。これによつて濫用を防止するということを考えております。

○木島委員 一つ確認したいんですが、財産開示請求ができる債務名義を絞つたといふんですが、どういうふうに絞つたんでしょうか。

○房村政府参考人 まず、基本的に、原則として判決にいたしまして、いわゆる執行証書、公正証書を除く、支払い督促を除く、こういうことでございます。

○木島委員 そうすると、通常の金銭債権請求の裁判が確定すれば、それは当然財産開示請求がで

きることになりますね。

それから、二つ目の要件ですが、第一百九十七条の一項一号は、強制執行か担保権実行における配当手続が現実に行われ、完全弁済が得られない場合、不動産、有価証券その他その他、積極財産をかたたとき、二号は、知れている財産に対する強制執行を実施しても、完全な弁済が得られないことの疎明があつたときとあります。

この二号とはどんな状況を想定しているんですか。

○房村政府参考人 二号としては、例えば不動産を把握はしている、しかし、それに順位の非常な抵当権がついていて、調査した限りでは、およそ余剰が生ずるとは思えない、こういう債務返済に苦労している庶民が身ぐるみはがされないのかという心配がたくさんあるわけです。

私がそこを一番心配しております。先ほどの質問に民事局長が答えて、濫用防止と三つの要件が満たされますと、裁判所に呼び出された債務者はどこまでみずから財産について開示、陳述しなければならないかと思います。

○木島委員 そうしますと、逆に質問しますが、三つの要件が満たされると、裁判所に呼び出された債務者はどこまでみずから財産について開示、陳述しなければならないかと思う。先ほど

どう來、答弁の中に、すべて財産を開示させられるというような発言がありましたから、そうなんでしょうか、この法律は。

○房村政府参考人 これは強制執行あるいは担保権の実行の対象となる財産を開示するという目的でございますので、生活必需品のような差し押さえ禁止財産については当然開示する必要はないということになります。それ以外については基本的にはすべての財産を開示していただくというのが原則でございます。

○木島委員 例えば、こういう質問なんですよ。一千万円の支払い請求が判決で認められて、債務名義がとれた、債務者に不動産があるのはわかっているので、それで競売にかけたりしても、そのわかっている不動産だけではなくても一千万円は配当が見込めない、抵当権がついていまして五百萬しか配当が見込めないだろう、そういう局面において、この債務者を呼びつけ、財産全部を明瞭化しろ、例えばA銀行に一千万円の預金がある銀行に一千五百万円の預金がある、株券をたくさん持つている、そういう局面の場

合に、債権者としては債務名義はたかだか一千万、目の前にある、わかっている不動産を競売にあれば五百万は入つてくる、あとは残は五百万

だ、そんな局面のときには、債務者のすべての預貯金、不動産、有価証券その他その他、積極財産を全部しゃべらないといかぬということにこの法律はなるんですか。

それとも、私の質問をもつと具体的に言いますと、一千万の債務名義なら、一千万円以上おれは預金はここにあると言つたら、もうその余の預金は一切しゃべる義務がない、そういう限定、債権額の限定というのはつかないんでしょうか。

○房村政府参考人 先ほども申し上げましたが、一応全財産を開示するのは原則でございますが、まさに御指摘のような場合に備えまして、今回、二百条に陳述義務の一部の免除という条文を置いております。

そこでは、申立人の同意がある場合あるいは開示したものによって相手方の債権の完全な弁済が得られるということが明らかであれば、裁判所の許可を得て、その余のものについて開示する必要はなくなるということであろうかと思いま

す。

○木島委員 二百条に確かにそういうことが書いてあるんですね。そうしますと、一千万の債務名義だ、しかし、こんなのは表に出す話じゃないですから、何ヵ所かに預貯金を持っている。そして、ではA銀行に一千万円の預金があるということとさえ開示すれば、この二百条が動き出すという可能性はあるわけですね。

しかし、では、債務者はその債務だけじゃなくて、ほかにも借金をしよつている。もしそうだ、ほかにも借金をしよつている。もしそうした請求権者だけじゃなくて、ほかの請求権者をした請求権者だけじゃなくて、ほかの請求権者

される。そんな場合には二百条はどうなるんですか。

○房村政府参考人 それは、他に債権者がいて執行した場合に配当要求をしてくる、そのことによって、開示された財産からは完全な弁済が受けられない、こういう可能性があれば、それは二百条を発動して、そこでその余の財産についての陳述を免除するというわけにはいかないだろうと思います。

○木島委員 そうすると、結局、百九十六条に始まるこの財産開示手続というのはどういうことになるんでしょうか。

積極財産、たくさんある。消極財産、債務ですね、たくさんある。全部足し算するとプラスマイナスでゼロになってしまふかもしれない、あるいはおつりが来るかもしれません。あるいは、場合によつてはプライム・マイナスになつてしまふかもしれない。いろいろな局面がある中で、たまたまある債権者が債務名義をとつて、そしてある財産の一つについてのみ強制執行したけれども配当が得られないというときにこの財産開示請求は発動されるわけですね。しかし、その裏には隠れたる部分が、積極財産もあれば消極財産もたくさんある。そういう中でこの財産開示制度というのが動き出すということになりますと、一体、百九十六条、百九十七条、二百余条、そういう要件について、だれがどこまで陳述する義務が発生するのかということをきつと法的にあらかじめ明らかにしておかなければ、開示しなかつた場合にはいわゆる罰則があるんですね。過料という優しい罰則ではありますが、しかし、これは罰則であることは間違いないのでありますて、その辺の要件がきつたりしていますか。そうしないと、刑事案件として立件するときに大変なことになるんじゃないかなと思います。

○房村政府参考人 基本的には、先ほど申し上げましたように、差し押さえ禁止財産等を除く財産について開示をしていただくということが原則でございます。

二百条では、申立人の同意がある場合、それから開示した部分によって完全な弁済が得られるであります。

○木島委員 あらう、こういう場合、裁判所の許可を得てその一部で済ませる、こういうことでございますので、もちろん当事者の側から同意がある場合はもう明らかでございましょうし、弁済が可能かどうかかということについては、その当事者の方からそのような事情を聴取することによって裁判所が適切に判断をしていく、こうすることになろうかと思います。

○木島委員 今のお答弁を聞いておりますと、結局、債務者にとっては罰則、過料ということであれば強制執行され、あるいは競売に付されている財産、そして財産開示請求をしてきてる町金融なら町金融からの債務、それだけじゃなくて、結局は刑事罰を回避しようと思つたら、あらゆる積極財産、そしてそれに対応するあらゆる債務、ほかの借金、どんな人からどんな借金があるのか、全部裁判所に明らかにして、これこういう状況だからこれまで私は全部なんですよ、隠していないんですよといふことを立証しなければ、罰則を受ける危険を負担するということになりやしませんか。

○木島委員 では、事実関係だけ聞いておきます。この財産開示の対象である積極財産、資産は、日本国内だけじゃなくて、外国にある財産も当然含むと解釈されますか。

○房村政府参考人 基本的に日本国内において強制執行または担保権の実行をするということを想定しておりますので、その執行あるいは競売の申し立ての対象となり得る財産、こういうことで範囲が画されると思っております。

○木島委員 そうすると、外国にある財産はこの財産開示請求の対象から除外されるということです、結構なことですね。

○房村政府参考人 それから、では続いてお聞きしましょう。

財産開示請求があつた数カ月前あるいは直前に、債務者まで全部明らかにしてしまうということに、結果的にはこの罰則をつけることによって損害といいますか、町金融には何ら関係ないほかの債務まで全部明らかにしてしまうといふか

といふことをきつと法的にあらかじめ明らかにしておかなければ、開示しなかつた場合にはいわゆる罰則があるんですね。過料という優しい罰則ではありますが、しかし、これは罰則であることには間違いないのでありますて、その辺の要件がきつたりしていますか。そうしないと、刑事案件として立件するときに大変なことになるんじゃないかなと思います。

○房村政府参考人 基本的に、強制執行もしくは積極財産でございます。

○房村政府参考人 ですから、仮に一部の財産を開示してそれで完全な弁済が得られるかどうかという判断を本人の方が裁判所に求める場合には、確認するために他の債務の状況について質問等がなされる可能性はございますが、財産でございますね。そういう場合は、どこまでが財産開示義務があるんでしょうか。

○房村政府参考人 この財産開示の対象となる財産は、その時点においてその本人に所属している財産でございます。したがつて過去に処分した

ございますが、財産開示そのものとしては、基本的に積極財産を開示するということです。

また、基本的に、もう判決のような確定的な債務名義が確定しておりまして、その支払い義務を負つてゐるということが前提でございますので、本来的に言えば、任意にそれを支払つていただけで解決をする。それが解決できずに、しかも権利を持つてゐる権利者として財産が把握できないがためにその権利の実現が困難ないという場合でござりますので、これは、本人にその程度の協力をしていただくということはやむを得ないのでないですか、こう考えております。

○木島委員 では、まずは過去にこういう取引があつて、現金が入つたのではないか、それはどうしたんだというような関係上、いわば陳述の信憑性をテストするために過去の取引について質問が及ぶということは、これは当然予想されます。

○木島委員 変な質問をします。これは刑事罰にかかるので御容赦ください。

○木島委員 架空名義の預金、あるいは事実上妻名義の預金、知人名義の預金、しかし、眞実は債務者本人のものだというようなことが何らかの状況で立証されてしまつたような場合は、そういう自分名義ではない財産を開示しなかつた、そういう場合に、過料の制裁、刑事罰、受けるんでしようかね。

○房村政府参考人 まず最初に、過料でございます。正当な理由なく陳述すべき事項について陳述しなかつたとき、虚偽の陳述をしたとき、過料なんですね。強烈ですね。ですから、お聞きします。

○房村政府参考人 まず最初に、過料でございますので、いわゆる罰金とは違いますので、刑事罰という言葉ではない、もちろん罰則の一種ではござりますが、過料でございますので、そこはひとつ御認識を願いたいと思います。

それからもう一つ、今の点ですが、財産開示の目的からいきますと、実質その人の財産であれば

○木島委員 わかりました。ドイツなんかによりますと、現にある財産だけじゃなくて、詐害行為取消権の対象になるような行為、財産を隠す行為、それも何か開示請求の対象になるような法制度があるやにお聞きしているんですが、この法律はそこまでは求めていないと確認してよろしいですか。

○房村政府参考人 これは、実はこの制度を法制審議会において議論したときにも、そういう過去の一定期間内の処分した重要な財産は開示させるべきではないか、こういう御意見も附されたわけですが、最終的に現時点における財産に限りないことがあります。そこで、この法律はそこまでは求めていませんでした。

これを開示していただくということだろうとは思いますが、しかしながら同時に、名義等の関係もございますが、強制執行の対象としてどう考えるかという問題もありますので、これは非常にあいまいなお答えで申しわけないんですが、それはやはり財産の帰属状況をどこまで認定できるか、実質的にその人のものとして執行対象の財産になり得るということであれば開示していただく必要があります。さればその罰則の適用までは考えないということであれば、その可能性が非常に低いということでしょうし、その可能性が非常に低いということであれば、その罰則の適用までは考えないということになるのではないかと思いますが、ちょっと難しい問題だと思います。

○木島委員 難しいのを承知して私は聞いているんですよ。

ただ、あくまでもやはり二百六条というものは過

料でありまして、第一項第二号は、財産開示期日

において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく

第一百九十九条一項から四項までの規定により陳述すべき事項について陳述せず、または虚偽の陳述

をしたとき、そういう構成要件ですから、これは

一応罰則の構成要件ですから、一点の曇りもなく

構成要件はつくられなきやこれはいかぬと思うん

ですね。そうしますと、私は、最後の、仮装と

か、名義の預貯金なんかを陳述しなかつたとき

に、これは動くのか動かないのかというのをやは

り大事だと思うんですよね。

もうちょっとと明確な答弁を求めて、この問題は

終わります。

○房村政府参考人 これはその審尋の運営の仕方

にもかかわることかとは思います、やはり実質

その人の財産であって、当然執行の対象になり得るものであるとすれば、これは開示していただく必要があるかと思いませんので、そういった完全な仮装である、いわゆる取り消し等の法律行為に伴つて戻つてくる財産ということではなくて、実質的にもその人の財産であるという場合には、これはやはり開示していただく必要があるのではな

いか、こう思っています。

○木島委員 では、ついでに、せつかくですから

これを開示していただくということだろうとは思いますが、しかしながら同時に、名義等の関係もございますが、強制執行の対象としてどう考えるかとい

う問題もありますので、これは非常にあいまいなお

答えで申しわけないんですが、それはやはり財産

の帰属状況をどこまで認定できるか、実質的にそ

の人のものとして執行対象の財産になり得るとい

うことであれば開示していただく必要があります

でしようし、その可能性が非常に低いということ

であれば、その罰則の適用までは考えないとい

うことになるのではないかと思いますが、ちょっと難

しい問題だと思います。

○木島委員 難しいのを承知して私は聞いている

んですよ。

ただ、あくまでもやはり二百六条というのは過

料でありまして、第一項第二号は、財産開示期日

において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく

第一百九十九条一項から四項までの規定により陳述

すべき事項について陳述せず、または虚偽の陳述

をしたとき、そういう構成要件ですから、これは

一応罰則の構成要件ですから、一点の曇りもなく

構成要件はつくられなきやこれはいかぬと思うん

ですね。そうしますと、私は、最後の、仮装と

か、名義の預貯金なんかを陳述しなかつたとき

に、これは動くのか動かないのかというのをやは

り大事だと思うんですよね。

もうちょっとと明確な答弁を求めて、この問題は

終わります。

○房村政府参考人 これはその審尋の運営の仕方

にもかかわることかとは思います、やはり実質

その人の財産であって、当然執行の対象になり得るものであるとすれば、これは開示していただく必要があるかと思いませんので、そういった完全な仮装である、いわゆる取り消し等の法律行為に伴つて戻つてくる財産ということではなくて、実質的にもその人の財産であるという場合には、これはやはり開示していただく必要があるのではな

いか、こう思っています。

○木島委員 では、ついでに、せつかくですから

もう一点。係争中の積極財産は開示義務があるん

でしようか。

というのは、相続争いをしている最中で、この

一千萬の預金はおれのものだ、おれには相続権が

あるといつて頑張っているとか、不動産の所有関

係を争っている、おれのものだと主張し続けてい

る、そういう債務者が財産開示請求を受けてしまつたときに、どこまでしゃべらないとこの罰則

の対象になるのか。これは非常に大事ですよね。

あるいはどんな真実を、係争中の、どんな係争の

状況を裁判所にしゃべらないといかぬのかとい

うのは、なかなかそういうことまで考えていくま

と、この財産開示請求というのはただものじゃな

いなと思わざるを得ないので、せつかくですか

ら、最後の一問を発して、答弁を求めます。

○房村政府参考人 そういう係争中の物件である

ということをおっしゃつていただくのがベストだ

と思いますが、実際、それは事後的にともかく

その人のものでないということになれば、それは

開示していくのも何ら問題はないということにな

ります。

なりましよう、現に係争中で権利が非常に不安

定だというような状態のものであれば、最終的に

その人のものだとなつても、そういう不安定な時

点で開示の対象から落としたということについて

正當な理由が認められる場合もあるのではないか

か、こういうぐあいに考えております。

○木島委員 この問題はもう閉じますが、日本で

初めてつくられる制度です。運用を誤れば、町金

融によって債務者が身ぐるみはがされる、あるいはそ

は係争中のものまで全部はがされる、あるいはそ

の他の借金全部を表に明らかにしな

いと過料の制裁のおそれを受けなんというこ

と。そういう運用によつては大変なことになつ

てしまうので、やはり債務者の人権、財産隠せと

いう意味じゃありません、基本的人権、財産を

しつかり保全する、そういう利益といいますか、

それが運用によつて図られなければいけないので

はないかということを指摘だけしておきまして、

次に移ります。

○木島委員 では、ついでに、せつかくですから

民事執行法百五十一条の二、扶養義務等に係る

定期金債権を請求する場合の特例であります。

離婚した夫がとともに養育料を旧妻に支払わな

い、そういうときに、一度差し押さえをすれば、

その後引き続いて、夫がまじめに会社勤めをして

いる場合には毎月毎月の先の給料を差し押さえで

きるという趣旨だと思うので、まことに結構なこ

とでありまして、私は大賛成であります。

それを前提にいたしまして、ちょっと難しい、

微妙な問題について確認しておきます。

一定の時期に扶養料請求の債権が滞つた、そし

てこの民事執行法百五十一条の二を使って裁判所

に申し立てをした、それは結構んですね。そう

いう場合に、それを数ヵ月続けていたと。例え

ですよ、三ヵ月目に、その債務者である旧夫がひ

とつ奮発しまして、親戚、身内から借金をたくさん

借り込んで、それまでの債務の滞りを全部解消

した、一遍に払つて不履行はない状況をつくり出

したという場合は、その翌月の給料債権なんかに

対してはこの百五十一条の二は動くんでしょうね

か。

○房村政府参考人 養育費等の支払いを怠りまし

て、この制度を使って、将来の養育費に基づいて

将来の給与を差し押さえ、こういうことを一回

いたしますと、仮にその後たまつていた分を全額

払つたからといって、その差し押さえが無効にな

るということはございませんので、依然として将

来分についても差し押さえの効力は維持されてお

ります。

○房村政府参考人 そうすると、非常に嫌な制度になつ

てしまふんですね。旧夫がたつた一度だけ、給

料をもらつたけれども旧妻に対して養育料を支払

うのを怠つてしまつた、その場合にこの百五十

一条の二が使われて、将来の扶養料に対しても差

押さえができるような状況がつくられる。

そうすると、さつき私が言つたような場合、非

常にまじめに頑張つて、人から借金までして遅滞

を解消した、それでも、その後でも差し押さえの

効力が生き続けるとなりますと、その会社が第三

債務者になるんですね。その旧夫は会社勤めを

しているわけですね。会社と労働者という雇用関

係のもとで、ずっと子供が二十になるまで差し押

さえの効力が続くなんというようなことになります。

したが、会社から、おまえは一体旧奥さんに対し

て全然支払いしていいのか、ダメじゃないかな

んという批判、あらぬ疑いを受けることになつ

ちゃうんじゃないですかね。

この法律、百五十一条の二には「その一部に不

履行があるとき」という条件がついているでしょ

う。だから、この法律を動かすときには、最初に

不履行があつても、頑張つて不履行が解消された

状態では、そういう将来の差し押さえはとまるど

うふうに解釈していいんじゃないですか。何

でそういう解釈、だめなんでしょうか。

○房村政府参考人 確かに、たまつている分を

払つたのに将来分が差し押さえられているという

のは厳しいという見方もあるうかと思います。

ただ、現実問題として、こういう養育費で差し

押さえまでの手続をとるというのには、本当に、た

だ一ヵ月分をちょっと怠つただけというよりは、

相当おくれたり不払いの期間があつて、なかなか

解決しなくて申し立てをするというのが実情だろ

うと思います。そういうときに、じゃ、たまつて

いる分を払つたらもう将来の効果はなくなるんだ

ということになつてしまつますと、またその次の

月に支払いがないとまた申し立てをしなければい

けない。そうすると、現状でたまつた分について

同じことになつてしまつます。

ところが、養育費というのは、やはりためるこ

とのできない性質、毎月毎月の生活の糧でござい

ますので、これは継続的にきちんと払つていただき

く必要が非常に高い債権でございますので、債務

者にとつてやや厳しいとは思いますが、それを

怠つて相手方がやむなく申し立てをした場合に

は、やはりそれはたまつてある分を払つたからと

いつて取り消せるというよつた性質のものではな

いのではないか。そこは、本当に取り消しを求め

るのであれば、誠意を尽くして話し合いをして、以後、間違いなく払うということを信頼を取り戻した上でその差し押さえを取り下げてもらう、こういう方法はもちろんあるわけでございますので、これは実際の力関係、あるいは必要性を考えますと、この程度の保護を与えないと実質的な保護が図らないのではないかと思つております。

○木島委員 そうですかね。

では、事前に法務省にこの問題を投げかけましたところ、一つの回答があつたことは事実なんですね。債務不履行状況が生まれて、旧妻がこの百五

十一条の二を使って将来の債権まで執行できるような状況をつくり出した、それに困って、旧夫が頑張り抜いてどこからか借金してきて、未払いは解消する状況をつくり出した、そういう場合には、旧夫としては、何か請求異議を申し立てる、

非常に技術的で失礼ですが、請求異議の申し立てをして、裁判官にそれを認めてもらつて、執行はもうできない、債務はもうないという状況を認定してもらって、この百五十一条の二という大変有名な状況を解消する道があるんではないかといふ知恵もちょっと伺つたんですが、それは、そういうことはだめなんですか、結局、だめだということに法務省なつたんですか。

○房村政府参考人 ただいまの請求異議を起こせる場合は、差し押さえをしてある将来の分について、例えば、扶養料の支払い義務の到来日から給

料日までの間にその扶養料を支払う、そつしますと、その分は消滅してしまいますので、差し押さえの効果は消滅しませんが、実質的にはそこから取り立てる事はできなくなるはずである、そういうことから、その月分について請求の異議を起

る異議の訴えを起こさなければいけないということになりますので、余り実効的な方法ではないだろうとは思ひます。

○木島委員 明快な答弁なんですね。

ところが、本改正法案は百八十度制度をひつく

り返しちやつたわけですね。この制度、根抵当権の制度が法制化されたときには、銀行、根抵当権

○木島委員 このぐらいでもうやめますが、本当に詰めて考えていきますと、なかなかこれは大変な制度だなということを私は逆の意味で実感します。決して離婚した旧妻の権利を損なうなんという気持ちは毛頭ないんですけども、法律の盲点といいますか、そういうのがかいしま見れるので、老婆心ながら質問したわけです。

次に、民法三百九十八条ノ十九から二十、根抵

当権元本確定と登記の問題についてお聞きをいた

ります。

現行法では、根抵当権の元本確定を請求する権利は、銀行の方にはない、抵当権者の方にはない、根抵当権設定者の方にのみある。しかし、別途、取引の終了したときという客観的状況が生

まれたときは元本確定事由になる、そういう仕組みになつてゐるわけですね。

そこでお聞きしますが、現行法で根抵当権元本確定請求を銀行側、抵当権者側に与えなかつたそ

の立法趣旨、根本的にはどんなところにあるんで

しょうか。

○房村政府参考人 根抵当権の確定と申しますのは、そのとき以後生ずる債権がその抵当権によつて担保されないということです。基本的にその確定は抵当権設定者にとって利益であつて、抵当権者にとっては形式的には不利益であります。たゞ、こういう理解がされていたものと思いま

るというふうに、多分、民法制定時の考え方だったんだ

ではないかと思つております。

ただ、近時、根抵当権者が直接実行を申し立て

るということではなくて、根抵当権で担保されて

いる債権を抵当権つきで譲渡をしたい、こういう

ことによつて実質的な債権の回収を図るという需

要が社会的に非常に重要なことになりました。根抵

当権の性質として、確定前は債権と抵当権との付

従性が否定されておりますので、根抵当権と債権

を同時に譲渡しようということになりますと、債

権を確定する必要がある。そういうことから、根抵当権の被担保債権の確定を抵当権者の意思によって行つ、そういう制度に対する社会的需要が生じた、こういうことでございます。

○木島委員 改正法第三百九十八条ノ十九によりますと、第一項で、根抵当権設定者は、物上保証人ですね、これは、設定のときから三年間はみずから確定請求ができない。しかし、第二項で、この法が成立しますと、根抵当権者はいつに

て、銀行と金融取引をしている中小零細企業との関係の問題なんです。これはその問題につながる

ます。

○木島委員 現下の金融取引あるいは国政上でも最大の問題の一つが、不良債権の早期処理の加速化です。小泉内閣の至上命題になつていますね。

私どもは反対です。その一つの大きな要因として、銀行と金融取引をしている中小零細企業との

関係の問題なんです。これはその問題につながる

んですね。

そうすると、今、銀行は、中小企業を切り捨て

ていきたい、もうこの中小企業とは銀行取引やめたいということが不良債権早期処理の加速化の名

のもとに金融庁から詰められてきているわけなん

です。そういう場合これまでの民事法は、銀行

の方からは元本確定請求権がなかった。要するに

元本確定請求権というのは何かといつたら、経済

的に言葉をかえれば取引停止ですよ。もうあなた

のような中小零細企業とは金融取引しませんよ、

担保権者としての意思表示でしょう。だから、元

本確定して、おしまい、金融取引しません、そ

ういう権限をこの民法によって付与するということ

になるんですね。

これまでの民法は、現行民法は、銀行、金融業者、抵当権者側からの元本確定請求権はありませんでしたよ。だから、この法改正というのは、既

に与党によつて、議員立法によつて、いかがわし

いやり方だったと私は思うんですが、特例法によって突破されたものです。それを一般法化するのですが、銀行対中小零細企業の金融取引の側面から見ますと、どうも余りにも、金融機関、根抵当権の方の利益だけを優先して、不良債権の早期処理の加速化をこの民事法の側面からもバッタップするという本質を持つものじゃないかと危惧している一人なんですが、そういう経済的な背景があるんじゃないでしょうか。

○房村政府参考人 今回この元本確定の制度を新たに設けました背景につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、その前提として、現在の民法三百九十八条ノ二十一項第一号、ここで、「担保スベキ債権ノ範囲ノ変更、取引ノ終了其他ノ事由ニ因リ担保スベキ元本ノ生ゼザルコト為リタルトキ」と、これが確定事由とされております。したがいまして、基本的な取引が終了すれば、これは確定事由に基本的になるわけでござります。

ところが、この取引の終了ということがなかなか客観的に認識しにくい、外形的、客観的に明確に判断できない場合が多いということから、この確定事由については、無用の紛争を招いているのではないか、こういう指摘がありまして、その解消策としては、根抵当権者にその確定の請求権を与えるという形で明確化することが望ましいといふのはかねてからあった議論でございますので、今回、この執行制度、抵当権制度等を見直すに際しまして、この元本確定の制度を設けるといふことをいたしたものでござります。

○木島委員 それは承知していますよ、三百九十八条ノ二十第一号の「取引ノ終了」というのが、客観的な事実が元本確定事由だと。それはどういふ場合が取引の終了に当たるか、争いがある裁判例もたくさんあるということを私も承知しています。

しかし、これは裏返せば、金を貸した側、抵当権者、銀行の方が、もうこんな中小零細企業と金融取引したくない、切つてしまえという思惑が

あって、貸し付けをとめてしまう。しかし、中小零細企業にとっては命がけですから、金融取引が切られたら自分は倒産、破産するんですから、面から見ますと、どうも余りにも、金融機関、根抵当権の方の利益だけを優先して、不良債権の早期処理の加速化をこの民事法の側面からもバッタップするという本質を持つものじゃないかと危惧している一人なんですが、そういう経済的な背景があるんじゃないでしょうか。

○房村政府参考人 今お尋ねの債権者との利害関係もあり、こういう「取引終了」という、客観的な事実ですが、非常に強烈な要求が法務当局は突きつけられた、そんな問題なんじゃないですか。

これは、金融取引を切られたら本当にすぐ破産してしまう、そして何としても金融取引を継続しない、しかし借金でなかなかままたらない、そつ

たの旗印をよこせということで、かねてから論議があつたんじやなくて、かねてから金融機関から

え、おれたち金融機関に元本確定請求権という天民事局長が言つたような答弁を、ああ結構ですと言つた。これは、中小零細企業の立場から物を考えますと、今度の民事局長によると、この条文にはいかないんですけど、どうなんでしょうか。

○房村政府参考人 この民法三百九十八条ノ二十第一項第一号の定めに問題があるというのは、金融機関のみならず、一般的に民法学者の間でも指摘をされていました事実だらうと思つておりますが、時間が迫っていますから、この問題ももうこれで切り上げて、次に、民法三百七十一條、抵当権の効力の拡大。

これまで抵当権というのは、明治以来百年間、担保物件の交換価値に着眼をして形づくられてきました制度であります。しかし、今度の法改正によりて、抵当権は、単に担保物件の交換価値のみならず、その使用価値、収益にまで手を伸ばす、抵当

○木島委員 抵当権は一つだけじゃないわけですね。銀行取引が多ければ、第一順位の抵当権、第二順位、第三順位と、もう何十個とついているようなものもあります。その三番目の抵当権者についてのみ不履行が発生したときには、その三番手の抵当権者たる銀行が賃料を横取りできる、こういうことになるわけですね。

○房村政府参考人 条文にありますとおり、担保される債権に不履行があったときには、その抵当権の効力が、果实である賃料にも及ぶということを

○木島委員 そんな局面を想定しますと、債務者というのは必ずしも銀行からの借金だけじゃないわけです。基本たる債務としては、労働賃金支払い義務があるんです。いろいろ問題になりましたが、支払い義務もあるのでしょうか。社会保険料の支払の中でも、中小零細業者は生きているわけですね。

そんなときに、抵当権者にのみその賃料を先取りする権限を与えてしまうというのは、この条文は労働債権や下請債権に全然配慮がないといふのは私は不満でしようがないのですが、なぜこんな強大な、果実にまで、賃料にまで抵当権が及ぶよ

うな、日本の明治以来の抵当権制度の根本的な、これも私は思想の転換だと思いますが、図るところは労働債権とか下請企業者の債権とか、そういうのを配慮してやつたらよかつたんじゃない

○木島委員 時間ですから終りますが、先日、私は短期賃貸借保護の廃止の問題を取り上げました。きょうも同僚委員からも厳しくその問題が取り上げられました。

そこで、三百七十二条の条文で、「抵当権ハ其後二生ジタル抵当不動産ノ果実ニ及ブ」、要するに、担保スル債権ニ付キ不履行アリタルトキハ其後二

抵当権者である銀行に対する支払いがおくれたら、そのおくれた時期以降の建物について了債借権の賃料、そういうものをみんな抵当権者が持つておられるという抵当権優先のすさまじい法改正なんですが、この「不履行アリタルトキ」というのは、銀行の方が、こんなものは切り捨ててしま

う。しかし賃料、絶対ですから、ほかの一般債権は全然排除されてしまうんですよ。

何でこんな強力な権限を与えたのか、そのときに労働債権その他に配慮することを考えなかつたのか、答弁願います。

○房村政府参考人 実は、抵当権の効力が賃料のようなら、了債の本質は交換価値の把握である、使用収益権は設定者に残っているんだ、こういうことを重視する方は、抵当権は全くまで交換価値の把握に満足すべき賃料等にはその効力が及ばない、こういう考え方を主張しておいました。しかし、これに対しまして、抵当権の効力として、物上代位の規定があるので、その物上代位の効果として法定果実である賃料にも抵当権の効力が及ぶ、こういう考え方も対抗して主張されておりました。

○木島委員 時間ですから終りますが、先日、私は短期賃貸借保護の廃止の問題を取り上げました。きょうも同僚委員からも厳しくその問題が取り上げられました。

これは、大臣に意見だけ言つて終わります。總じて、今回の担保物権・民事執行制度の改善のための民法一部改正法は、専ら金融機関ですよ、専ら抵当権ですよ、その権限だけを、権益だけを強化する。そして、社会的弱者といいますか、債

務者もその弱者の一人でしょ、賃借人も当然そうでしょう、労働債権もそうでしょう。そういう人に対する配慮が余りにも全体的に少ない。

それは法制審が、そして法務省が、大体利害関係がふくそうするような状況の中にある、銀行からの意見しか耳を傾けない、そういう年来の法務省民事当局にある体质がこんなへんぱな法律を持ち出してきたんじゃないかと厳しく指摘をいたしましたして、質問を終わります。

○山本委員長 保坂展人君。

本案に入る前に、二点だけ、簡単に法務大臣に伺いたいと思います。

○保坂(展)委員 社会民主党の保坂展人です。本案に入る前に、二点だけ、簡単に法務大臣に伺いたいと思います。

UNHCR、国連難民高等弁務官の日本・韓国地域事務所の方から、入管の今回の改正案についての見解が表明されました。その中で、一歩前進ということを、例えば六十日ルールの撤廃だと評価されていますけれども、同時に、最も懸念されているところの、いわゆる迫害のおそれのある場所から直接日本に入国するという部分にハードルを置いていることについて、こうなると十人中八人が排除されてしまうではないか、また、難民条約に一部反するという可能性がある、こういった見解が表明されたようですが、どのように受けとめられていますか。

○森山国務大臣 今回の入管法改正案についての見解をお聞きします。UNHCRとともに話を聞いています。そのときに十分御説明申し上げ、また御質問もいただいて、検討していただきたいと思います。(保坂(展)委員「UNHCRと話していただきたい」と呼ぶ)

UNHCRとともに話を聞いて、我が方の考え方もよく説明したいと思います。

○保坂(展)委員 次に、これは今週の木曜日だったんですが、在日韓国人と日本人の男性の、お母さんが在日韓国人、日本人の男性がお父さん、男性がお父さんは当たり前ですが、婚外子の国籍をめぐる裁判の最高裁判決があった。出生後認知でも日本国籍ということが、いわばここで改めて出た。実は、九七年にこの委員会で私の質問をしていましたして、当時やはり、これはもう少し短い、三ヶ月間の例でしたけれども、いわゆる出生前に認知をすることというのをやや幅広に置いた判断が出て、民事局長通達がその当時出ています。

○房村政府参考人 今回の最高裁判決を民事局はどのように受けとめていますか。

UNHCRの見解の詳細につきましては現在検討中でございますけれども、私は、今回の入管法改正案が難民条約に反することはないと考えております。

UNHCRの御指摘は、入管法改正案に規定する仮滞在許可の条件といたしまして、迫害のおそれのあった領域から直接日本に入つたことを求めることが難民条約に反する可能性があるということをございますが、その真意は必ずしも明らかで

ございませんけれども、直接日本に入るという言葉の定義あるいはその内容、解釈について、あるいは誤解をしておられるのではないかと思うことはございませんし、さらに、日本といたしましてともございませんし、どちらに、日本といたしましては、EU諸国の扱いも参考にいたしましたものでございまして、このような条件を付することが難民条約に反するとは考えておりません。

○保坂(展)委員 これは誤解なのかそうでないのか、ぜひそこはしっかりと、こういう見解はもう早く表明されたわけですから、よく話していただきたい。もちろん、この委員会でもこの問題にしきてきている入管行政のことでもございますので、その点はいかがですか。

○森山国務大臣 入管法の改正、既に提案をさせていただいているところですが、近くこの委員会でも御審議いただけると思います。そのときに十分御説明申し上げ、また御質問もいただいて、検討していただきたいと思います。(保坂(展)委員「UNHCRと話していただきたい」と呼ぶ)

UNHCRとともに話を聞いています。そのときに十分御説明申し上げ、また御質問もいただいて、検討していただきたいと思います。

○保坂(展)委員 次に、これは今週の木曜日だったんですが、在日韓国人と日本人の男性の、お母さんが在日韓国人、日本人の男性がお父さん、男性がお父さんは当たり前ですが、婚外子の国籍をめぐる裁判の最高裁判決があった。出生後認知でも日本国籍ということが、いわばここで改めて出た。実は、九七年にこの委員会で私の質問をしていましたして、当時やはり、これはもう少し短い、三ヶ月間の例でしたけれども、いわゆる出生前に認知をすることというのをやや幅広に置いた判断が出て、民事局長通達がその当時出ています。

○房村政府参考人 今回の最高裁判決を参考にいたしましたけれども、いわゆる出生前に認知をすることというのをやや幅広に置いた判断が出て、民事局長通達がその当時出ています。

○保坂(展)委員 それでは、本案に移ります。

UNHCRの御指摘は、入管法改正案に規定す

ができるようになって、母の夫と子の間の親子関係の不存在を確定するための法的手続が子の出生後遅なくとられた、こういうような種々の条件をつけて、そういう場合には出生後の認知であつても国籍を取得するという最高裁判例が御指摘のように平成九年に出たわけでございます。

今回の事案は、子の出生後八ヵ月をたちましてから親子関係不存在の確認が出たということで、子の出生後遅なくと言えないということで、国籍を認めなかつたわけでございますが、最高裁判所の方では、その親子関係不存在の確認の訴えを提起するまでの事情を種々調べまして、今回は特別の事情があつて、遅延なくとられたということでお救済する、こういう形の判決でございます。

私どもとしては、今後の扱いといたしましては、八ヵ月ということは形式的に見ればやはり遅延なくとは言いにくいと思いますが、そういう個別事情によってはなお国籍を認める場合があると別事情によってはなお国籍を認める場合があると

いうことが最高裁判所の判断として示されましたので、今後はそういった期間の長いものについても個別の事情を十分しんしゃくした上で適切に国籍の判断をしていきたい、こう考えております。

○保坂(展)委員 これは、最高裁判所までたどり着くのに大変な労力で裁判をされたと思います。前回は、出生後三ヵ月、裁判確定後十四日以内という、これは平成九年の判決後のお通達だと思いますが、そういう形で整理をしておられますけれども、もう一度ここは抜本的に、今回の最高裁判決を受けとめて、ぜひ検討、整理をして、同様の件で次々と裁判を起こしたりというようなことがないように計らっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○房村政府参考人 今回の判決を参考にいたしましたけれども、いわゆる出生前に認知をすることをやや幅広に置いた判断を行つていただきたい、こう考えております。

○保坂(展)委員 それでは、本案に移ります。

UNHCRの御指摘は、入管法改正案に規定す

クな変化を、民事局長はもともとそうだったんだというふうにおっしゃっていますけれども、もしもそういうふうな問題が生じた場合に、金融機関等の抵当権を強化するだけではなくて、そもそもそういうふうなものをつくり出す人たちが足げたら、やはり建設に汗した工務店や職人さんの汗の結晶としてその建物というものができた、この結晶と果実とどちらが重いかという問題がやはり気になるんですね。

やはり世の中の均衡を図つていくためには、金融機関等の抵当権を強化するだけではなくて、そもそもそういうふうなものをつくり出す人たちが足げたら、やはり建設に汗した工務店や職人さんの汗の結晶と果実とどちらが重いかという問題がやはり気になるんですね。

○房村政府参考人 今回、抵当権の効力が法定実、賃料に及ぶということを明らかにいたしましたのは、先ほども御説明いたしましたが、既に最高裁判所の判例によつて明らかにされていることを法律の面でも明確にする、こういう趣旨でございます。

それを前提として、今回特に不動産について、抵当権に基づく収益執行という形の新しい担保実行の形態を採用したわけでございますが、これは特に近時、賃貸物件として優良なものがあつて相当の賃料収入が見込まれる、抵当権者としても、その賃料収入から優先弁済を受けることによって債権の満足が得られればそれで十分でございますし、そういう形で抵当権者が満足を得れば、債務者、所有者としても所有権を失わないで済む、そういうことからそういう収益執行を考えよう。

既に、現在の抵当権に基づいて、賃料についての物上代位も行えます……(保坂(展)委員「いいえ、いいです、ダブルの部分は」と呼ぶ)よろしくお手数ですが、債務者、所有者としても所有権を失わないで済む、そういうことからそういう収益執行を考えよう。

○保坂(展)委員 同様の答弁は結構ですから、もうちょっと深めていきたいと思います。

○保坂(展)委員 この担保・執行法制の見直しに関する要綱中間

試案ですか、こちらを見ますと、さきの質疑のと

きにも問題にしましたけれども、何とかこれは、

労働債権について各般の声があることを踏まえ

て、この中間試案には、労働債権にかかる先取特権について、なお労働債権の保護の観点から検討する必要があると書いていますよね。そして、注として、一定の範囲については何らの公示手段も要さずに最優先の効力を認め、特定の財産の上に存する抵当権等の担保権にも優先するべきものという意見があるという意見紹介をしています。しかし、その後出した経団連のコメントなどは、これはやはり反対ですね、これは困る。まず、要綱中間試案にこの意見の記載も含めて書き込まれた経緯について、簡潔にお願いします。

○房村政府参考人 この中間試案に注として、今御紹介がありましたような、いわば最優先の先取特権、これを認める意見もあるということを紹介しておりますが、これは、法制審議会の議論の中でこういう意見もあるということが述べられましたので、パブリックコメントで広く意見を求めるに際して参考になればということで、注の形で御紹介したものでございます。

○保坂(展)委員 そういう紹介があつて、その後、中間試案に対する意見が各界から民事局の方に届いた、こういうふうにありますよね。そして、これに対してもかなり労働団体などからは賛成の声が寄せられ、そして、これはやはり経済団体、多分、経団連も反対だったわけですから、これも反対の声が寄せられたと。これはやはり抵当権者その他の債権者の利益を害するんじゃないとか、債務者の資金調達に悪影響を及ぼすのではないかというような声だつたようですが、最終的にはこちらの声を採用したということでしようか。

○房村政府参考人 パブリックコメントで紹介をだきましたように、労働団体からは賛成である、こういう声が届きましたが、それ以外では大学で一校賛成しているところがあるだけであります、各種団体、大学、弁護士会も含めてですが、そういったところから寄せられた意見は圧倒的に

反対が多ございました。

そういうことを踏まえて法制審議会でも引き続

き審議をしたわけでございますが、やはり公示手

段を要することなく最優先の効力を認めるという

ことであると抵当権者に不測の損害を与えるおそ

れがある、また、それを恐れて、抵当権者の与信

額の引き下げによって債務者の資金調達に悪影響

を及ぼすおそれがあるだろう、こういうことか

ら、審議会としてこの意見は採用しない、こうい

うことになつたわけでございます。

○保坂(展)委員 前回、今回の民法と商法の部分

の範囲をこれは拡大するんだということで、例えば一人親方であるとか手間請という形だとか、労

務を提供する外型的な形態にかかわらず、これは

労働というふうに認めてそこは整理されるんです

ということで、一步前進ということを私も申しま

した。

ただ、この要綱中間試案のページを見ていま

すと、なかなかやはりこの不況、倒産の時代に、

一人親方で入ればそれは労働債権だ、しかし、兄

弟工務店とか零細企業あるいはグループ請とか、

こういう形で入ったときに、何だ、一般債権に

なつちやうのかと。汗の結晶は銀行の果実よりは

るかに下なんですね、私は逆じゃないといけない

と思いますけれども。

というところで、この中間試案では、不動産工

事の先取特権ということも書かれていますよね。

不動産工事の先取特権の効力を保存するために、

工事開始前にその費用の予算額を登記しなくて

も、工事完了後直ちにその費用の額を登記すれば

そこに足りるものとするというような部分で、こ

れを読んでいまして、この方面からも少しその権

るという仕組みに現行なつておりますのを、工事完了後直ちに費用の額を登記すれば足りる、こう

いう改正を考える、考えるというか検討の対象としたわけでございます。

意見が完全に、さまざま意見が寄せられまし

て、そういう形でやってくれれば使いやすくなる

という声もありましたが、同時に、工事完了後、

費用を登記されると、ということでは予測可能性を害

する、こういう心配も非常に強うございました。

また、逆に利用する側から、このようないくつか登記された方からは、単独登記されたのでは、これ

は濫用の危険が多くてとても耐えられない、そ

ういうさまざまな意見がありました。また、逆に設

定される方からは、単独登記されたのでは、これ

は濫用の危険が多くてとても耐えられない、そ

ういうさまざまな意見がありました。また、逆に設

定された方からは、単独登記されたのでは、これ

は濫用の危険が多くてとても耐えられない、そ

ういうさまざまな意見がありました。また、逆に設

すが。

○房村政府参考人 その点は、前にも申し上げましたように、法形式ではない、要するに、実態としての、いわゆる雇用関係に当たるのかどうかとすることを主眼として判断をするという形になつておりますので、それは指揮命令のあり方であるとか報酬の払い方であるとか、そういったものを総合して、実質的に雇用関係だ、こう認定できれば、おっしゃるような形態であつても、この先取特權の保護が及ぶということは十分あり得ると思っています。

○保坂(展)委員 法務大臣伺います。

これは政治家として、非常にお聞きしたいところなんですけれども、先ほど結晶と果実という比喩、例えを申し上げました。要は、働いた人たちの汗の結晶と、そして今回は抵当権が不動産賃料との支払いの確保に、テナント料とか何かをまず充てていた。かつては売掛金なども使つていてようですが、なかなか最近それも難しいようです。

そこで、国会テレビの問題も前回言いましたよね。なお、本当に零細で、世の中を支えている人たち、汗を流して大変な仕事をしている職業さんや親方あるいは中小企業という人たちが、やはりここはちょっと不安になるような時代に入っているんですね。ここはやはりバランスよく、今後しっかりと手当てをしていただきたいという、大まかな質問ですが、いかがですか。

○森山国務大臣 民事局長が御説明いたしましたように、賃金を得た形態あるいは収入を得た形態、形についてはそうかた苦しく考えるわけではなくて、実際問題として賃金を得たというようなものであれば、それは大きく考えていくというような態度でございますので、おっしゃったような問題についてもかなりの部分がカバーされるんじゃないかというふうに思います。

○中小零細企業が日本の産業の中心であり、それ

が支えているということは全くおっしゃるとおりでございまして、その人たちが不安にならないようになりますが、そのだけのことをしていきたいというふうに思います。

○保坂(展)委員 それでは、裁判所にちょっとお聞きしたいと思うんです。

結局、賃金債権の実行に当たって、存在を証する文書ということで、賃金台帳、出勤簿、雇用契約書などがきちんとあれば、これはなるほどといふ話になるわけですけれども、なかなかないといふことがどうもあるんです。そういったものがきちんと保全されていなかつたりとか、もうそもそも行方がわからなかつたりという場合がございます。そういう際に、例えば労働債権確認書とか陳述書とか、私の雇用関係に対する申し立てとか、何かいろいろ工夫して挙げられているようでございますけれども、ここいら辺の運用はどういうふうになつっているんでしょう。

○園尾最高裁判所長官代理者 民事執行法が一般の先取特權の証明書につきまして他の担保権とは違う法則をとつておりますが、一般的には公文書で証明をするところを、そのような制限を加えていないというような趣旨も考えますと、裁判所としては、個別の事案に応じて、どのような、書面あるいは先ほどお話しのようなさまざまなもので認めていくかということについて、事案ごとに知恵を絞つて検討していくなければいけないということになるわけでございまして、一般的に、事務当局がその内容について述べることは難しいわけですが、やはり具体的な事案の内容に応じて、申立人の意見をよく聞いて、証拠の状況を点検した上で、しっかりと裁量権行使して、認定していくことになるべきものだというようになります。

○保坂(展)委員 よく、しっかりと見て、やっていきたいと思います。

もう一つ、これは保全処分の問題で、労働組合活動その他正當な活動に対し十分な配慮をしなければならない、これは九六年当時から言われて

きておりますけれども、五十五条の保全処分が決

定した際に、同条三項で審査をとる、審査を行なうことは、権利侵害の態様とか緊急性、求める保全処分の内容などによってどのような審査を行つていいのか、あるいは審査を行わない今まで発令しています。

○園尾最高裁判所長官代理者 この点につきまし

ては、権利侵害の態様とか緊急性、求める保全処分の内容などによってどのよくな審査を行つていいのか、あるいは審査を行なうべきか。簡単にお願いします。

○保坂(展)委員 それでは、裁判所にちょっとお聞きしたいと思うんです。

結局、賃金債権の実行に当たって、存在を証する文書といふことで、賃金台帳、出勤簿、雇用契約書などがきちんとあれば、これはなるほどといふ話になるわけですけれども、なかなかないといふことがどうもあるんです。そういったものがきちんと保全されていなかつたりとか、もうそもそも行方がわからなかつたりという場合がございます。そういう際に、例えば労働債権確認書とか陳述書とか、私の雇用関係に対する申し立てとか、何かいろいろ工夫して挙げられているようでございますけれども、ここいら辺の運用はどういうふうになつっているんでしょう。

○園尾最高裁判所長官代理者 民事執行法が一般の先取特權の証明書につきまして他の担保権とは違う法則をとつておりますが、一般的には公文書で証明をするところを、そのような制限を加えていないというような趣旨も考えますと、裁判所としては、個別の事案に応じて、どのような、書面あるいは先ほどお話しのようなさまざまなもので認めていくかということについて、事案ごとに知恵を絞つて検討していくなければいけないということになるわけでございまして、一般的に、事務当局がその内容について述べることは難しいわけですが、やはり具体的な事案の内容に応じて、申立人の意見をよく聞いて、証拠の状況を点検した上で、しっかりと裁量権行使して、認定していくことになるべきものだというようになります。

○保坂(展)委員 よく、しっかりと見て、やっていきたいと思います。

もう一つ、これは保全処分の問題で、労働組合活動その他正當な活動に対し十分な配慮をしなければならない、これは九六年当時から言われて

解されております。

保証金という名目で授受されているものについてでは、敷金の性質を持つているものもございますし、また、いわゆる建設協力金のような性質、建設費用にそれを充てて保証金を支払った者に優先的に入居を認める、こういうような性質の金員もあるようでございます。これについては、多分貸し金としての性格を持っているのではないかと思

します。したがつて、保証金については、さまざまな性質のものがあるので、概に法的な性質がこうだとうぐいには説明できないかと思いますが、敷金の性格を帶びているものもあるというすることは事実であります。

○保坂(展)委員 今

の説明で、例えば、この不況にかかる問題についてもう一度法務省に伺いますけれども、先ほど同僚議員からも質問がありましたがけれども、例えばアパートや貸し家を契約する人が、そもそも抵当権の存否自身を知る手段というのはあるのだろうか。例えば不動産屋さんで宅建業者と契約するときに、何らかの説明義務とか課せられているものでしようか。

○保坂(展)委員 では次に、短期賃貸借制度の廃止にかかる問題についてもう一度法務省に伺いますけれども、先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、例えばアパートや貸し家を契約する人が、そもそも抵当権の存否自身を知る手段というのはあるのだろうか。例えば不動産屋さんで宅建業者と契約するときに、何らかの説明義務

が、その説明義務が課されているということは含まれているということでござります。○保坂(展)委員 私、そういった説明を、何十回に、事務当局がその内容について述べることは難しいわけですが、やはり具体的な事案の内容に応じて、申立人の意見をよく聞いて、証拠の状況を点検した上で、しっかりと裁量権行使して、認定していくことになるべきものだというようになります。

○保坂(展)委員 よく、しっかりと見て、やっていきたいと思います。

もう一つ、これは保全処分の問題で、労働組合活動その他正當な活動に対し十分な配慮をしなければならない、これは九六年当時から言われて

の移転があつて、その人間が賃借権を引き受けた、こういう場合、敷金についてはその賃貸物件の買い受け人が承継するという解釈がとられておりますが、先ほど申し上げましたような保証金のうち、仮に貸し金部分があるとすれば、それは当然には引き継ぎませんので、敷金としての性格を持つておられる部分に限られるという形になります。現在改正をお願いしておりますものでございまして、短期賃貸借として從来引き継がれる可能性があつたものが、今回は賃借権としては引き継ぎをしないということになりますので、敷金部分も含めまして、保証金全額について從来の賃貸人から返還を求める、こういうことになります。

○保坂(展)委員 この短期賃貸借の廃止を考えたのは、占有屋対策なんですね。占有屋対策であるとすれば、これは今テナントの話をしましたけれども、今度は住居に移りますけれども、住居のアパート、マンション、貸し家などに占有屋が居座つて処理に困つたというようなケースというのがあるんですね。実態はどうなんですか。商業ビルがほとんどじゃないんですね。

○房村政府参考人 今回、短期賃貸借の制度を見直しましたのは、これが執行妨害の手段として非常に濫用されているということ、もう一つは、

賃借権保護の制度としても必ずしも合理的なものではない、こういう二点から見直しをしたわけ

ございます。

○保坂(展)委員 中小企業もお店を開かれている方もごくごく、借家人ですね、アパートやマンションを借りて住んでいる多くの方に非常に激変す。

が、これは少なくとも、こういった法律が変わつたということは、そんなに広く、どんなに周知をするといつても、何かの具体的な境遇に直面しながら返還を求める、こういうことになります。法務省として、例えば、借地借家法の定期借家権の創設のときに、正当事由をそこから適用除外するというようなことで、從来は慎重、反対だったところを一応転換された。しかし、從来慎重だったところの根拠は、住まいや暮らしにかかわる部分の民法の基本中の基本のところはそう容易に変えるべきじゃないということだったんじゃないかなと思うんですね。今回のこのいわゆる改正案も、住宅、住まいなどに對してトータルな哲学あるいは予測を持つてされているんでしょうか。そういう意味で、国民には大変いろいろな方がどうぞ、今度は住居に移りますけれども、住居の、アパート、マンション、貸し家などに占有屋が居座つて処理に困つたというようなケースというのがあるんですね。実態はどうなんですか。商業ビルがほとんどじゃないんですね。

○房村政府参考人 今回、短期賃貸借の制度を見直しましたのは、これが執行妨害の手段として非常に濫用されているということ、もう一つは、賃借権保護の制度としても必ずしも合理的なものではない、こういう二点から見直しをしたわけ

ございます。

○保坂(展)委員 中小企業もお店を開かれている方がどうぞ、今度は住居に移りますけれども、住居の、アパート、マンション、貸し家などに占有屋が居座つて処理に困つたというようなケースのがあるんですね。実態はどうなんですか。

○房村政府参考人 御指摘のように、居住の保護

というの是非常に重要なことだらうと思つております。そういう観点から、私どもも、抵当権と居住権あるいは利用権の調整ということを念頭に置いて今回の制度も考えたつもりでございます。

そういう意味で、從来の短期賃貸借でございましたと、競落がされるまでの間に賃借権の期間が満了いたしますと、競落と同時に明け渡さなければいけない、こういう事態になつておられたわけでございませんが、その点は、やはりそこに居住している者にとって酷ではないかということから、私どもとしては、対抗できない賃借権であつても、そういうものについて一律に、期間が既に満了していなくても、明渡し猶予期間を確保して居住の保護を図ろう、こういうことを考えましたし、また、抵當権者の同意を得て、安定して利用できる賃借権の居住と抵當権との調整を図つて、居住者の利益も保護できるような制度として考えたつもりでございます。

○保坂(展)委員 中小企業もお店を開かれている方もごくごく、借家人ですね、アパートやマン

ションを借りて住んでいる多くの方に非常に激変す。

が、これは少なくとも、こういった法律が変わつたということは、そんなに広く、どんなに周知を

するといつても、何かの具体的な境遇に直面しながら返還を求める、こういうことになります。

○保坂(展)委員 中小企業もお店を開かれている方がどうぞ、今度は住居に移りますけれども、住居の、アパート、マンション、貸し家などに占有屋が居座つて処理に困つたというようなケースのがあるんですね。実態はどうなんですか。

○房村政府参考人 御指摘のように、居住の保護

というの是非常に重要なことだらうと思つております。そういう観点から、私どもも、抵当権と居

住権あるいは利用権の調整ということを念頭に置いて今回の制度も考えたつもりでございます。

そういう意味で、從来の短期賃貸借でございましたと、競落がされるまでの間に賃借権の期間が満

了いたしますと、競落と同時に明け渡さなければいけない、こういう事態になつておられたわけでございませんが、その点は、やはりそこに居住している

者にとって酷ではないかということから、私どもとしては、対抗できない賃借権であつても、そういうものについて一律に、期間が既に満了してい

ても、明渡し猶予期間を確保して居住の保護を

図ろう、こういうことを考えましたし、また、抵當

権者の同意を得て、安定して利用できる賃借権の居住と抵當権との調整を図つて、居住者の利益も保護できるような制度として考えたつもりでござ

ります。

○保坂(展)委員 例えれば、高齢者の世帯などから

引っ越しの相談を受けたりしたら、これから気を

つけくださいよというのことをやはりアドバイスしなきゃいけなくなるということがあるのかと思

うんですね。今住んでいるところにいる限りは安く

心だよというと、何かそれこそ物件の流動性みたいなものはかえつて失速してしまうのかなという

氣もしますけれども、時間がありませんので、今は養育費の問題に移りたいと思います。

○森山国務大臣 私も御指摘をいただいて、早速読ませていただきましたのですけれども、大変専門的な立場から精緻に勉強されまして、非常に参考になる内容だというふうに拝見しました。

○保坂(展)委員 裁判所にお聞きします。

この研究会、大変いいことをされているんですけども、裁判所の有志と zwar ですけれども、裁判所の有志ということですけれども、裁判所の有志ということですけれども、どういう経過で立ち上がり、そして、この研究の成果というの

よ。これは、今まで個々具体的に裁判所でもやられていましたと思うんですけれども、例えば、七百万円の年収があるサラリーマンのお父さんが、三百八十万円の年収で子供一人を育てているお母さんに対しては、大体、十五歳から十九歳なら六万円から八万円くらいというラインがこの一覧表で出るわけですね。こういうものの、やはりかなり画期的だと思いますけれども、どういう経過でつくられたんですか、簡単に。

○山崎最高裁判所長官代理者 委員御指摘のよう

に、養育費の算定方法につきましては、從来複雑な作業をしておりまして、裁判所部内におきましても、かねて、何とか簡易迅速な算定ができる

ものかという問題意識を持っていたところでございますが、このたび、事例を数多く有している大

規模府である東京、大阪の裁判所の裁判官におきまして、本格的に研究しようということになつて、研究会を立ち上げたということを聞いております。

○保坂(展)委員 では、厚生労働省の方に伺いま

すけれども、ガイドラインですね、これは自立支援大綱ですか、母子家庭に対して。厚生労働省、来られていますね。これをつくられましたよね。

そして、養育費ガイドラインの作成ということでもこの大綱でうたわれているということですけれども、今回の研究会報告に関して注目されて、これは使つていこう、あるいは、ガイドラインといふうにうたつていていたことにびつたりのものが出来た、こういうことなんでしょうね。

○岩田政府参考人 離婚による母子家庭が今大変増加しております。養育費の支払いを見ますと、約束をしたことがあるというのが三五%、実際に払われているというのが二一%ということで、我が国の養育費の支払いは非常に不十分、低調であるというふうに考えておりました。

その原因はいろいろあるかと思いますが、一つは、養育費を取得する方法についてよくわからぬとか、請求するにしても、幾らぐらい請求するのが相場なのかといったようなことについてもよくわからないということがあったように思いました。

そこで、厚生労働省としては、昨年、母子家庭等自立支援対策大綱、これは母子家庭対策を拡充強化するための大綱でございますが、その中で、今委員が言われましたように、養育費の手引の策定も検討することといたしていきたところでござります。

一方、今最高裁の方からお答えがございましたように、裁判官から構成される私的な研究会が昨年から動いているということをお伺いしております。したので、その検討結果が出されるのをお待ちしておりましたところ、本年三月の末に養育費の算定表が作成、公表されました。早速拝見いたしましたけれども、非常によろづけているというふうに思われました。

また、今後、裁判の実務においてもこの養育費の算定表が目安となることが十分予測されることはないかとも思いましたので、早速、すぐ

に地方公共団体に対して、こういう養育費の算定表が策定されたということの情報提供をいたしました。

今、厚生労働省といたしましては、養育費の手引 자체を作成中でございますけれども、養育費の額については、この研究会が作成された算定表を紹介したいというふうに思つております。これを一般の国民の方がより理解しやすいように解説をつけ、そして、養育費が取れなかつたときの養育費の請求の手続などについても盛り込んだよう

な手引を今作成中でございます。

○保坂(展)委員 民事局長の方にまたお願いします。

この間、人訴の法案の審議であるとか、今回、払はれています。

このやつて養育費がなかなか払つてもらえない効率が悪いお母さんの立場からすると、本当に小さ

いけれども一歩前進だと。この委員会でも、やはり二万、三万あるいは四万という世界ではないん

じやないかと。子供一人育てるのに、十五歳過ぎて一体どうだろうかという、やはり隔靴搔痒の感

があつたんですね。これはやはり一覧表でびたつと、収入がある程度一千万とかぐらいだつたらや

はり十万を超えてとか、それなりに世間の尺度の

については、やはりせっかくの機会で、この養育費の問題を国会で議論するというのも、これまでたびあつたことじゃないと思います。

こういった情報をしつかり法務大臣にも上げて、また国会にもぜひ提案の中に附帯の資料や情報として掲げていただきたいと思います。

○房村政府参考人 今回、私どもとしては、執行費を、今回整備いたしました手続を場合によれば

活用していくいただく、こういうことを考えていました。

○保坂(展)委員 裁判所の方で、調停で養育費を払うという取り決めがされたものの追跡調査をさ

れてますよね。その際に、実際に金額も低いし全く払われていないケースも多いと。私が驚いたのは、子供一人について最も少額な養育費は千五百円だったというんですね。これはどういう世界なのかなというふうにも思いますけれども。

民事局長に伺いますが、調停によって養育費の取り決めをされたところを追跡したわけですか

ら、実態はもつと、働く女性にとって、子育てを抱えながら頑張っているお母さんたちにとって

は、大変このアンケートよりもっと厳しい現状だと思います。

裁判所まで両当事者がそろつて来て、そこで話し合いがまとまつているわけですから、離婚等に伴う養育費の負担についてはそれなりにきちんと

した、ある意味では恵まれた部分ではないか、そこには至らないような人たちも大勢いるということではないかとは思つております。

○保坂(展)委員 それでは、法務大臣に伺います

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案、同修正案に対しても反対の討論を行います。

いわゆる占有屋等による違法な民事執行妨害、競売妨害等による収益が、暴力団を始めとする反社会的集団の資金源の一つにもなつております。その対策が必要です。その点で、それへの対策として本法案の保全処分の強化、明け渡し執行の実効性の向上など不動産執行妨害対策の強化を行うことは必要なことと考えます。

しかし、本法案が占有屋対策を理由に短期賃借権保護制度を廃止することは、賃貸マンション、賃貸テナントのほとんどに金融機関の抵当権がついている我が国の現状にかんがみると、社会的弱者である賃借人の保護を決定的に後退させることになり、到底認めることはできません。競売後明け渡し猶予期間が設けられるといつても、原案での三ヶ月、修正案の六ヶ月では、賃借人の居住の安定を図ることなどできないことは明白です。

そもそも、賃貸マンション、賃貸テナントなどは、その多くが、本来自己使用目的ではなく、文

す。
○森山国務大臣 おっしゃるとおり、大変貴重な資料だと思いますので、このような資料が出たと

いうことを広く国民一般の方に知つていただきたい、必要なときに参考にしていただくようにしなければならないと思っています。

○保坂(展)委員 ゼひそうしていただきたいといふうに思います。

○山本委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○木島日出夫君 討論の申し出がありますので、これを許します。

○山本委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案、同修正案に対しても反対の討論を行います。

いわゆる占有屋等による違法な民事執行妨害、競売妨害等による収益が、暴力団を始めとする反社会的集団の資金源の一つにもなつております。その対策として本法案の保全処分の強化、明け渡し執行の実効性の向上など不動産執行妨害対策の強化を行うことは必要なことと考えます。

しかし、本法案が占有屋対策を理由に短期賃借権保護制度を廃止することは、賃貸マンション、賃貸テナントのほとんどに金融機関の抵当権がついている我が国の現状にかんがみると、社会的弱者である賃借人の保護を決定的に後退させることになり、到底認めることはできません。競売後明け渡し猶予期間が設けられるといつても、原案での三ヶ月、修正案の六ヶ月では、賃借人の居住の安定を図ることなどできないことは明白です。

そもそも、賃貸マンション、賃貸テナントなどは、その多くが、本来自己使用目的ではなく、文

融機関も、そういう物件であることを承知の上で、賃料収入を返済原資と見込んで融資をし、抵当権を設定しているのです。たまたま賃貸マンション等の所有者が破産したからといって、何の責任もない善良な賃借人が立ち退かなければなりません。われは全くありません。こういう場合、フランスでは、賃人は十二年間の保護が与えられます。ドイツでは、居住用の賃借権は保護されているのです。抵当権は賃借権を破らないという法規言えます。今求められているのは、短期賃借権保護制度の廃止ではなく、フランス、ドイツのように正常な賃借人の保護を拡充すべきことではないでしょうか。

占有屋などは短期賃借権保護制度があるうなからうと執行妨害を行つてきたりし、現に行つています。短期賃借権保護制度を廃止しても、占有屋はさまざまな形態で残ることが予想されています。執行妨害対策としても、短期賃借権保護制度廃止を行うことは本筋ではありません。にもかかわらず競売執行妨害対策と称して短期賃借権保護制度を廃止することは、不良債権早期処理の加速化を進める金融機関や大手ディベロッパーの要求のみを最優先させたものと言わざるを得ません。なお、本法案には、養育料等の債権の履行確保の制度の新設など賛成できる部分も少なからずあります。改定案の最大の焦点である短期賃借権保護制度の廃止は、るべき改正の方向が全く逆立ちしており、その及ぼす影響が甚大でありますから、法案に反対する次第であります。(拍手)

○山本委員長 これにて討論は終局いたしました。

内閣提出、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、佐藤剛男君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○山本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、佐藤剛男君外三名から、自由民主党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。山花郁夫君。

○山花委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

○山花委員 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。山花郁夫君。

○山花委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

○山花委員 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

○山花委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

○山花委員 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

ものとしている民事執行法の趣旨について、労働者に過剰な証拠収集の負担をかけることなく迅速な権利実現が図られるよう、その周知に引き続き努めること。

四 本法による改正後の民事執行手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の整備に配慮すること。

五 扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合における強制執行の特例が養育費等の履行確保のために創設されたものであることにかんがみ、その特例の内容及び強制執行の申立てに必要な手続について広く国民に周知されることを努めること。

六 本法による改正後の民事執行法上の保全処分について、労働組合運動その他正当な活動を阻害することのないよう十分配慮し、関係者への周知に引き続き努めること。

七 倒産時における賃金債権、退職金債権等の労働債権、担保付債権、租税債権、公課債権等の各種の債権の優先順位について検討を進め、所要の見直しを行うこと。

八 本法による改正後の民事執行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、提出者各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

○山本委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

平成十五年七月八日印刷

平成十五年七月九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局